

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和6年9月9日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

1番	鈴木	勝利
2番	伊藤	知子
3番	藤田	尚美
4番	磯山	和男
5番	池辺	己実夫
6番	甲斐	徳之助
7番	塚原	正彦
8番	柳井	哲也
9番	遠藤	憲子
10番	大森	和夫
11番	加藤	政之
12番	出澤	大
13番	山本	伸子
14番	小松崎	伸
15番	水梨	伸晃
16番	伊藤	裕一
17番	杉森	弘之
19番	黒木	のぶ子
20番	高嶋	基樹
21番	諸橋	太一郎
22番	石原	幸雄

1. 欠席議員 1名

18番	須藤	京子
-----	----	----

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
副 市 長	鷹 羽 伸 一
教 育 長	川 村 始 子
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	糸 賀 修
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	二野屏 公 司
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 政策企画課長	淀 川 欽 市
総務部次長兼 人 事 課 長	石 野 尚 生
総務部次長兼 契約検査課長	門 倉 史 明
市民部次長兼 市民活動課長	斎 藤 正 浩
保健福祉部次長兼 医療年金課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	石 塚 悟
環境経済部次長	藤 木 光 二
環境経済部次長兼 廃棄物対策課長	岩 瀬 義 幸
建 設 部 次 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育総務課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	大里明子
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課副参事	滝本仁
庶務議事課主査	椎名紗央里

令和6年第3回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 小松崎 伸 (一問一答方式)	<p>1. 令和5年度決算状況について</p> <p>2. 財政健全化判断比率について</p>	<p>①令和元年度及び令和5年度との比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入、歳出の区分別増減要因、特徴 ・経常収支比率 ・基金積立金の状況 <p>②歳出の中で、人件費、物件費、扶助費の増減要因、特徴</p> <p>③基金積立金の状況</p> <p>①令和元年度及び令和5年度との比較</p> <p>②今後の財政健全化への考え方</p>	市長 関係部長
2. 石原 幸雄 (一問一答方式)	<p>1. 「東部地域の懸案事項」について</p> <p>2. 「市街化調整区域における住宅建設の手法」について</p> <p>3. 「教育行政」について</p>	<p>①公共交通空白地域である東部地域の高齢者の日常生活上の移動の足の確保策として、NPO法人等への運行委託を検討すべきと考えるがどうか？</p> <p>②旧向原保育園の跡地の活用をどの様に考えているのか？</p> <p>企業誘致に係わる職住近接の観点から、都計法や農振除外等の手続きが比較的容易とされる優良田園住宅の建設の制度の導入を検討すべきと考えるがどうか？</p> <p>①学校給食費の完全無償化に向けての財源の確保策として、自校方式からセンター方式への変更を検討すべきと考えるがどうか？</p> <p>②特別支援学級の児童生徒数の増加を踏まえ、現場の教師の負担軽減の観点から、スクールアシスタントの勤務時間の延長を検討すべきと考えるがどうか？</p>	市長 教育 関係部長

	4. 「企業誘致の対象業種」について	AIや機械のオートメーション化により人手を余り必要としない製造業ではなく、マンパワーが求められる企業の研究所等の誘致を選択肢の一つとすべきと考えるがどうか？	
3. 柳井 哲也 (一問一答方式)	1. 農地山林所有者への支援策について 2. 洪水浸水想定区域県指定について	1. 市は農地山林所有権の移動状況を把握していると思うが、所見を伺いたい。 2. 市は農地山林所有者への意識調査をすべきと考えるがどうか。 1. 指定となった区域とその具体的理由 2. 豪雨の際対象地区住民に対する具体的な広報手段 3. 特に避難行動要支援者への適切な伝達が必要と思われるがどうか。 4. 深夜など避難所へ行くべきか否かの場合 5. 中長期的対策として、ポンプ場や堤の整備予定はどうか 6. 当該地区に新築の為の申請書があがった場合の市の対応 7. 国や県は当市の対象地区について流域治水上調整池的機能を想定しているのか。 8. 牛久沼（稲荷川）の場合、牛久沼周辺観光施設に対する市の対応	市長 関係部長
4. 鈴木 勝利 (一問一答方式)	1. ひとり暮らし高齢者への支援について	(1) ひとり暮らし高齢者の人数 (2) 高齢者のひとり暮らしで生じる恐れのある問題 (3) 見守り体制 (4) 緊急事態に際しての対応 (5) 判断能力低下への対応	市長 関係部長

	<p>2. 学校における働き方改革の成果と課題、その対策について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業 ・成年後見制度 (6) 防犯支援 (7) 防災支援 (8) 身寄りのないひとり暮らし高齢者の葬儀や納骨、財産や遺品の取り扱い (1) 時間外在校等時間 (2) 有給休暇の取得日数 (3) 精神疾患による病気休職者数 (4) 労働安全衛生管理体制 (5) 休憩時間 (6) 基本的には学校以外が担うべき業務 <ul style="list-style-type: none"> ・登下校に関する対応 ・放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ・学校徴収金の徴収・管理 ・地域ボランティアとの連絡調整 (7) 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務 <ul style="list-style-type: none"> ・調査・統計等への回答等 ・児童生徒の休み時間における対応 ・校内清掃 ・部活動 (8) 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務 <ul style="list-style-type: none"> ・給食時の対応 ・授業準備 ・学習評価や成績処理 ・学校行事の準備・運営 ・進路指導 ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (9) 学校の全体計画や児童生徒に対する計画の作成業務 (10) 教育課程の編成・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育、法教育、 	
--	--------------------------------------	---	--

		<p>環境教育、食育、防災教育等の教育への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校外学習の位置付け <p>(11) ICT環境の整備、校務DXの推進</p> <p>(12) 校長等の管理職に対するサポート</p> <p>(13) 保護者・地域住民・市長部局との理解・協力・連携体制</p>	
5. 塚原 正彦 (一括方式)	2. 牛久フードテックコミュニティ構想について 一食と農と薬と環境を融合した新しい地域産業をつくる―	<p>世界の人口は、2050年には95億人への増大が予測され、環境問題の深刻化とあわせて地球の食料生産力は限界となる。それに加え、健康や人々の生活価値の変化を視野にいれながら新しい科学と技術を総動員して食の課題解決に挑み、人と地球にやさしいプロジェクトをうみだす「フードテック」というビジネステーマが注目されている。</p> <p>「フードテック」による将来的な市場規模は360兆円とされ、政府は、「フードテック」を日本発の食料・環境問題の解決に貢献する新しい産業と位置づけ自治体、企業が参加するモデルプロジェクトを開始している。</p> <p>牛久市とその近隣には、農と生薬の研究開発、製造を担う日本を代表する企業と研究機関が集積しており、それに生活者が参画する地域づくりを加えることで、世界を視野にいれた「フードテックコミュニティ」を提起できる。「日本ワイン140年史～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」で日本遺産の認定を受ける牛久シャトーは、研究と博物館機能を強化</p>	市長

		<p>できれば、拠点施設となる可能性を持っている。</p> <p>上記の社会的背景を視野にいと、牛久市は、「フードテックコミュニティ」を提起し、関連する企業、研究所、起業家を結集する協議会の設置などを展開し、シンポジウムの企画、牛久グリーンファーム（株）を組織替えして、「フードテック」の農をテーマとする実証実験を検討すべきである。</p> <p>「牛久フードテックコミュニティ」は、新しいコンセプトでの企業誘致を推進し、稼げるまち、選ばれるまちの実現を可能にする。以上の新規プロジェクトをスタートするための仕組みづくりを提案するがその考えを伺う。</p>	
6. 山本 伸子 (一問一答方式)	<p>1. 公園を柔軟に使いこなすために～都市公園法の改正を受けて</p> <p>2. 牛久駅東口駅前広場の更なる活用を</p>	<p>(1) 一般に公園で禁止されていること及びどのような根拠に基づいて決定されたのかを伺う。</p> <p>(2) ボール遊びが禁止されている公園があるが、その現状と禁止となった経緯について伺う。</p> <p>(3) 地域住民や子どもの意見を反映する取り組みについて伺う。</p> <p>(4) 子どもの遊び場として、小学校の校庭を開放することについての考えを伺う。</p> <p>(1) 広場をリニューアルした際の目的と事業費の内容及び総額について伺う。</p> <p>(2) 広場を市民が利用する際のガイドライン、また現在の活用状況に</p>	市 長 関 係 部 長

	3. 駅周辺を受動喫煙のない場所に	<p>ついて伺う。</p> <p>(3) 駅前のにぎわいのため広く市民が活用できるよう、管理業務等を都市再生推進法人やNPOなどに委託することの考えを伺う。</p> <p>(1) 受動喫煙防止条例制定の進捗状況について伺う。</p> <p>(2) 駅周辺を受動喫煙のない場所とすることについての考えを伺う。</p>	
7. 黒木 のぶ子 (一問一答方式)	<p>(1) 自家用有償旅客運送実証実験について</p> <p>(2) 子どもの多様な学びや体験への支援について</p>	<p>①2025年1月より実施予定の実証実験に関する検討している課題</p> <p>②交通空白地域のどこで実証実験をするのか、又、期間についての見込みは。</p> <p>③4市での自家用有償旅客運送実証実験事業についての運行契約、委託業者との契約規則等については統一とするのか。</p> <p>④4市それぞれの負担金の積算根拠と牛久市の負担金8026万円の使途の内訳。</p> <p>⑤この実証実験の趣旨は高齢者を含めた交通弱者の移動手段なのか、又は全市民(自家用車所有者)を含む交通網の整備なのか。</p> <p>①子どもの体験活動機会の充実</p> <p>②キャリア教育や修学旅行は観光に加え、探究型も導入する考えは</p> <p>③体験可能施設の設置(スケートボードが出来る場所、ボルダリング)</p>	市長 関係部長
8. 杉森 弘之 (一問一答方式)	1. 会計年度任用職員	(1) 2024年度における近隣6市=つくば市、土浦	市長 関係部長

		<p>市、龍ヶ崎市、取手市、つくばみらい市、稲敷市における常勤職員と会計年度任用職員の人数比の比較</p> <p>(2) 総務省令和5年12月27日付の会計年度任用職員制度の適正な運用等について（通知）「2 適切な給与決定」＝「常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定する」の施行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準用する給料表は 1 級・2 級のみとの関連 ・ 「令和6年度地方財政対策のポイント及び概要」にある給与改定の財源確保の状況 <p>(3) 同通知「3 適切な勤務時間の設定」＝「特に、時間外勤務を含めた勤務時間の実績を踏まえ、任期を通じた一定の業務量を見込むことができる場合には、当該見込みに基づき勤務時間の見直しを行うこと」の施行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省の令和5年度会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果は、「フルタイムよりわずかに短い勤務時間を設定することについては、一般的に理解を得られる相当の合理的な理由があるのか改めて検証の上、慎重に判断する必要がある」とあるが、検討すべきではないか <p>(4) 常勤職員の募集が難しい現状といわれるが、2023年度の常勤職員の採用目標数と実際の採用数、そして8月現在も勤務している新人数を聞く。そして、そのような中で、会計年度任用職員の経験・知識・意欲は貴</p>	
--	--	---	--

	<p>2、歩道整備</p>	<p>重なる人材資源ではないか。常勤職員をめざす会計年度任用職員は少なくない。会計年度任用職員は地方公務員の身分であり、労働契約法が適用されず、5年の無期転換ルールも適用されない。会計年度任用職員の常勤職員への採用の道を広げるための、新たな施策が必要ではないか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省の研究会報告では「任期の定めのない常勤職員として採用する場合の能力実証として、これらの者が職員であった時の人事評価による勤務実績を、必要に応じて一定程度考慮することは可能である。」とあるが、独自の施策を考えたことはないのか、改めて問う。 <p>(1) 市内の道路でマウントアップ形式（高さが15cm程度で、歩道の縁石と歩道面の高さが同じ）の歩道は延べ何km程度あるのか。その内、市道はどの程度あるのか。市道ですでにセミフラット方式（縁石は歩道面より高く、歩道面の高さは5cm程度）になっている歩道はどの程度か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国交省『歩道の一般的構造に関する基準』によれば、「歩道の形式は、高齢者や視覚障害者、車いす利用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動が可能となる構造とすることが原則であり、視覚障害者の歩車道境界の識別、車いす利用者の円滑な通行等に十分配慮したものでなけ 	
--	---------------	---	--

		<p>ればならない。」とあるが、セミフラット化が進まない理由</p> <p>(2) 近隣6市の歩道のセミフラット化との比較</p> <p>(3) 車椅子もシルバーカーも歩道が危なくて通れない状況にどのように対応すべきか</p> <p>(4) 車椅子もシルバーカーも、歩道がなく路側帯がある道路では右側の路側帯を、歩道も路側帯も無い道路では、道路の右側走行とのことだが、どのように普及啓発されているか。関連して、自転車は軽車両と位置付けられ、車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則で、道路の左側に寄って通行しなければならず、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならないことの普及啓発はどのようなか</p> <p>(5) 市側の回答として「国の交付金活用」とはどのような例があるか</p> <p>(6) 「工法の検討、他自治体の施工例」とはどのようなものか</p> <p>(7) 歩道整備は、誰でも安心して通行できる歩道として、町のイメージを刷新し、再開発の象徴としても役立つもの。都市計画の中ではどのように位置づけられているか歩道整備の計画の策定は進んでいるのか</p>	
9. 高嶋 基樹 (一問一答方式)	1. 人口維持を目標とする牛久市の方針について	平成30年をピークに、本市の人口は微減傾向にあり、近隣市町村との比較とすれば持ち堪えている状況といえる。その一方で、出生による人口増加は現段階では全国的にも期待は薄く、現場に於ける人口維持	市長 関係部長

		<p>の要は「流出抑止」「流入増加」と、もはや住民の取り合い、他市町村との綱引きがされているといった状況にある。</p> <p>こうした中、本市はこの要の一つである「流出抑止」に対してどのように取り組んで行く計画であるか？いくつかの視点から伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 すでに取り組んでいる人口減少への対策は 2 次世代の流出の現状と抑止策、市の見解 3 流入者への補助に対して、現住民への取り組みのバランスはどうか？ 4 今後の流出抑止策についての取り組みや展望は？ 	
10. 甲斐 徳之助 (一問一答方式)	1. 選ばれ続けるまちへの具体的な政策について	<p>1. 国全体の人口減少は社会問題である。今後の本市の取り組みを確認する。</p> <p>本市においての人口の自然増と社会増の現況はどのようなものであるか。(近隣自治体との比較含む)</p> <p>2. 継続的な魅力ある政策を行うためにも、財源の確保が必要と考える。社会増のそのために今後、行われる執行部の考えと主な手法(政策)はどのようなか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援 ・福祉サービス ・企業誘致 ・宅地開発など 	市長 関係部長
11. 池辺 己実夫 (一問一答方式)	<p>1. 新たな道路愛称選定委員会の設置について</p> <p>2. 沼田市政1年の取り組みとその自己評価について</p>	<p>前回(令和6年6月定例会「ひたち野うしく駅から二所ノ関部屋へと続く通りの愛称について」の質問から)</p> <p>①沼田市政1年の取り組み内容全般と自己評価について</p>	市長 関係部長

		<ul style="list-style-type: none"> ②牛久シャトーの今後について、市長が考える具体的な姿とは ③部長職の人事異動について、その必要性と人事異動に伴う行政活動の影響について ④牛久市の学校教育方針の変更について 	
12. 水梨 伸晃 (一問一答方式)	<p>1. 公立小中義務教育学校の通学路危険箇所について</p> <p>2. 学用品である算数セットの備品化について</p> <p>3. 学校が長期休み中の放課後児童クラブでの昼食について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①通学路の危険箇所への要望はどのように対応しているのか伺う ②通学路危険箇所調査対応状況について、ホームページの更新頻度を増やすべきと考えるが見解を伺う ①算数セットの備品化について検討したことがあるのか伺う ②算数セットを購入するにあたり保護者の経済的負担と、1個1個すべてに名前を書くという負担を軽減することができるかと考えるが如何か? ①学校が休業日の放課後児童クラブでの昼食はどうなっているのか伺う ②こども家庭庁では放課後児童クラブにおける食事提供について、事業所として昼食等の食事提供をすることは妨げておらず、さらには昼食等の発注業務については業務範囲と考えているとの事だが、市の見解を伺う ③牛久市も食事提供に取り組むべきだと考えるが如何か 	市長 関係部長
13. 加藤 政之 (一問一答方式)	ゲリラ豪雨や台風に対する水害対策について	<ul style="list-style-type: none"> 1. 近年のゲリラ豪雨による道路などの冠水箇所の把握と、台風などの被害状況について伺う 2. 想定外の雨量による、新たな道路冠水などの浸 	市長 関係部長

		<p>水危険箇所は、どのような方法で把握しているか、また、想定外の雨量による被害予測について伺う</p> <p>3. 冠水の原因と具体的な対策、また、冠水箇所の整備状況と今後の整備計画について伺う</p> <p>4. 水害ハザードマップの進捗状況と、水害の安全対策について、自助、共助、公助、それぞれの役割について見解を伺う</p>	
14. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	<p>1. 交通政策について</p> <p>2. 自治体間交流について</p>	<p>①かっぱ号の現状とルート等の見直し状況</p> <p>②うしタク運行状況と運賃について</p> <p>③ドライバーズバンクの創設と AI オンデマンドを活用した実証実験の詳細について</p> <p>④運転診断アプリを導入しては</p> <p>⑤牛久駅西口民間駐車場の閉鎖に伴う影響と対策について</p> <p>①市長台湾訪問について今後の展開を伺う</p> <p>②近年は自治体間交流を経済交流につなげる事例もあるが、見解を伺う</p> <p>③既存の姉妹都市・友好都市・親善友好都市との交流の今後について</p>	市長 関係部長
15. 伊藤 知子 (一問一答方式)	1. 「困難な問題を抱える女性への支援」の充実	<p>1) 「女性相談支援センター」について</p> <p>①本市における、困難な問題を抱える女性の相談窓口は、現在どのようなになっているのか</p> <p>②相談窓口の周知について伺う</p> <p>③市の女性相談支援センターを開設する考えは</p> <p>2) 「女性自立支援施設」についての所見を伺う</p> <p>3) 「女性相談支援員」の配</p>	市長 関係部長

	2. 動物愛護の活動への支援	置についての考えは 1)本市の動物愛護協議会設立の状況は 2)保護猫の活動について ①本市では、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐ対策をとっているが、現在、猫の繁殖期を迎え、更なる対策が必要と考えるが所見を伺う ②市の公共の施設で保護猫の譲渡会を開催できないか 3)動物愛護の政策を市はどのように推進していこうと考えているのか	
16. 藤田 尚美 (一問一答方式)	1. スクールソーシャルワーカーの現状と課題 2. 放課後児童クラブの昼食提供 3. 視覚障がい者の情報取得について	・活動の具体的な内容 ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーのちがい ・関係機関との連携 ・人材育成・人材の確保をし、増員の考えはあるか ・中学校区1名の体制の考え ・長期休業期間中の昼食提供の考え ・令和5年9月定例会での、音声コードについて調査研究していくとの答弁だったが、その後の進捗状況 ・ハザードマップへの対応 ・近隣市では、どのように対応しているのか ・災害の際の情報は、どのように対応されているのか ・ハザードマップに音声コードを付けることの見解は	市長 教育長 関係部長
17. 出澤 大 (一問一答方式)	1. 本市の公営住宅について	1. 本市の公営住宅の現状について 2. 需給バランスについて 3. バリアアフリー化について	市長 関係部長

	<p>2. 本市が行った市民への給付とも言えるハートフルクーポン事業について</p> <p>3. 本市の経済成長について</p>	<p>4. 市営住宅の更なる利活用について</p> <p>5. 市営住宅整備の為の補助金について</p> <p>6. 既存民間住宅の借上げについて</p> <p>1. 事業を行う目的と求める効果について</p> <p>2. 参加事業者について</p> <p>3. 事業の実施回数とその総額について</p> <p>4. 事業が市内経済に与えた影響の分析について</p> <p>5. 今後の実施について</p> <p>1. 本市の強みとはどこにあると考えるか</p> <p>2. 低迷する市内総生産を上げていく方策について</p>	
18. 遠藤 憲子 (一問一答方式)	<p>1. 学校給食について</p> <p>2. 市の観光政策について</p> <p>3. 市の住宅政策について</p> <p>4. ぶどう園通り(市道22号線)から国道6号出口交差点に右折レーンの設置について</p>	<p>1) 4月から中学校給食費が無償化になり、段階的でも子育て支援が進んだ。小学校給食費の無償化の計画は。</p> <p>2) 千葉県いすみ市では農業者と連携し、小・中学校の学校給食のコメに有機米を導入した。地域農業の活性化にもつながる政策ではないか。市でも検討をしてはどうか。</p> <p>1) 牛久大仏の交通手段について</p> <p>2) 観光アヤマ園の改修計画と基本的な考え</p> <p>1) 市営住宅の空き状況</p> <p>2) 市営住宅の空いている原因と改修計画</p> <p>3) 猪子住宅の今後は</p> <p>4) 家賃補助について</p> <p>1) 国道6号出口に右折レーンがないために車が直進できずに渋滞が日常的に発生。右折レーン設置に向け市民要望も高い。早急な対応が求められるが</p>	市長 関係部長

		<p>これまでの取り組みと現状は。</p> <p>2)右折レーン設置に対し市の考えは</p>	
19. 須藤 京子 (一問一答方式)	<p>1. 令和5年度決算について</p> <p>2. 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく特定事業主としての取り組みについて</p> <p>3. 障害福祉サービス等報酬改定による就労系サービス事業所への影響について</p> <p>4. 高齢障がい者の福祉サービスについて</p>	<p>(1)令和5年度決算の総括及び財政状況について</p> <p>①収支の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単年度でみた時の収支状況 ・歳入確保策、自主財源の増額の取り組み <p>②財政分析指標から見た財政状況と市政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経常収支比率の悪化、財政力指数の低下の意味するもの。市の魅力度を高める積極的なまちづくり <p>(1)男女が共に働きやすく、共に活躍できる、特定事業主行動計画に基づく取り組みについて</p> <p>①働き方改革を実現するための取り組み</p> <p>②子育て介護を支える取り組み</p> <p>③女性の活躍推進に向けた取り組み</p> <p>(1)就労系サービス事業所への影響について</p> <p>①就労継続支援A型事業所の閉鎖と影響を受けた障がい者の動向</p> <p>(2)就労移行支援等サービス事業所への影響について</p> <p>①就労移行支援や定着支援の充実にむけた取り組みを実施している事業所の状況</p> <p>(1)介護保険サービス優先によって生ずる障害福祉サービスへの影響について</p> <p>①サービス提供事業所の確保のための共生型サービス拡大にむけた取</p>	市長 関係部長

		<p>り組み</p> <p>②高齢障がい者の介護保険サービスの利用者負担を軽減する取り組み</p>	
20. 大森 和夫 (一問一答方式)	<p>1 職員の人員・採用状況</p> <p>2 不登校の数・対策・実績について</p> <p>3 運転免許証返納対策</p> <p>4 県内水道一元化</p> <p>5 歩行者・市民の安全対策</p>	<p>1、現状人員・職種・正規・非正規</p> <p>2、定員・実数：職種別人員</p> <p>3、運転手の有効活用 直接雇用でかっぱ号など直営</p> <p>1、直近3年間の小中学校：学校別不登校数と増減・事由</p> <p>2、不登校の児童生徒に対する連絡・未連絡の数 定期健康診断の対応・数</p> <p>1、交通援助策 電動自転車購入、バス券、タクシー券、シルバーカー購入費助成、歩行杖</p> <p>1、県南水道一元化の状況 協議状況、12月回答期限</p> <p>2、災害対策</p> <p>1、通学路の自動車減速帯を作る 路面凹凸版、S字道路、パイロン・ドラム缶の設置</p> <p>2、上池台と第八岡見の連絡路の拡充・安全対策</p> <p>3、竹の台側溝の大型化、雨水による土砂氾濫と個人宅侵入</p>	市長 関係部長

令和6年第3回牛久市議会定例会

議事日程第2号

令和6年9月9日（月）午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

18番須藤京子議員から欠席の届出がありました。

本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

去る9月5日に設置されました決算特別委員会正副委員長の互選の結果について報告がありましたので報告いたします。

委員長に池辺己実夫議員、副委員長に高嶋基樹議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

一般質問

○諸橋太一郎 議長 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は20人です。

通告順に従って質問を許します。

ここで質問者及び答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭かつ簡潔にされるようお願いいたします。

初めに、14番小松崎 伸議員。

〔14番小松崎 伸議員登壇〕

○14番 小松崎 伸 議員 おはようございます。

今回は20人の議員が質問ということでございますけれども、私の記憶では最高が21人だというふうに思っておりますけれども、今回20人ということで、よろしく願いをいたします。

初日、トップバッターということでございますので、私はテンポよく質問をしてまいりますので、どうぞ簡潔な答弁をよろしく願いいたしたいと思っております。

まず初めに、令和5年度の決算状況についてということでございます。

令和5年度の一般会計、特別会計を合わせた決算総額は、歳入499億6,888万円、歳出が475億9,601万円で、前年度と比べまして歳入が2.1%、歳出が1.6%、それぞれ増加をしております。やはり特徴といたしましては新型コロナウイルス感染症対応からの脱却ということが見て取れる決算というふうに言えると思っております。

まず1番目といたしまして、令和元年度及び令和5年度との比較ということでございます。今

回は新型コロナウイルス前と5類移行後の比較という観点から質問をしております。

まず、歳入歳出の区分別増減要因、特徴ということでございます。歳入はこの間で21億円ほど増えておりますけれども、その中でも地方交付税が10億円増えております。地方交付税は国や地方の状況により変わり、安定した確実な財源とは言えない部分もあります。今回、全体の構成比でも10%を超えたわけでございますけれども、今後、財源確保の点からも、市の所見を伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修 経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 比較の前提といたしまして、普通会計ベースでお答えさせていただきます。

歳入決算額につきましては、令和元年度が313億4,000万円、令和5年度が334億5,000万円と、21億1,000万円の増額となっております。

歳入決算額が増加した一つの要因として、議員御指摘のとおり地方交付税の増加があり、令和元年度の地方交付税額19億円に対して、令和5年度は33億9,000万円と、14億9,000万円増加し、歳入総額全体に占める割合は6.1%から10.2%と増加してございます。

また、地方交付税が増加した一方で、国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が足りないために、不足の一部を地方自治体が借り入れることとなります臨時財政対策債につきましては、8億4,000万円の減額となっております。これは、牛久市の財源不足が臨時財政対策債、いわゆる借金に頼ることなく、地方交付税で賄われており、行政サービス等を実施するための財源が確保され、また、地方債残高の減少による将来負担の軽減につながっているものと捉えてございます。

しかしながら、地方交付税は国の税収や地方財政計画の動向により交付額が大きく左右されることから、地方交付税だけに頼ることなく、国県補助金の活用といった財源確保に加え、市税の確保やふるさと寄附の強化、ネーミングライツの導入など、自主財源の確保について取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸 議員。

○14番 小松崎 伸 議員 ありがとうございます。

ただいまの答弁の中で、一番最後にネーミングライツという言葉がございましたけれども、こちら、よく分からない議員もいるでしょうし、現在の進捗状況ということで、少しお話をいただきたい。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 ネーミングライツの再質問にお答えいたします。

4月の組織改編によりまして、ネーミングライツにつきましては新設の営業戦略課のほうが事務分掌として施設の命名権ということで持っております。

現在、担当課のほうで例規審査等を総務の担当のほうと行って、ほぼ終了したところでありますので、今後、庁内での意思統一といたしますか、できるだけ速やかに告示に向けて進めてまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続いて歳出でございますけれども、投資的経費のほとんどであります普通建設事業費、こちらが27億円減っているというふうな中、物件費、積立金が大きく増えていますけれども、このことについて市の所見を伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 投資的経費につきましては、令和元年度が53億円、令和5年度が26億円と、27億円の減額となっております。

投資的経費が減少した要因といたしましては、令和元年度には令和2年4月開校に向けたひたち野うしく中学校建設費28億2,000万円の事業執行や、清掃工場延命化工事費7億4,000万円の事業執行など、大型事業の事業執行があったことから、令和5年度の投資的経費の決算額が減少しているものと認識してございます。

次に、物件費につきましては、令和元年度が49億8,000万円、令和5年度が63億5,000万円と、13億7,000万円の増額となっております。

令和元年度にはひたち野うしく中学校開校の開校準備に向けた備品購入費などが物件費が増加した要因としてございましたが、令和5年度には新型コロナウイルス感染症予防接種費やふるさと寄附の増加に伴う返礼経費の増加に加え、原油価格や物価高騰などの影響により、電気料をはじめとした需用費、役務費、委託料や備品購入など、全体的に単価が上昇していることから、令和元年度と比較し増加しているものと認識してございます。

次に、基金の積立てにつきましては、令和元年度に実施した基金の再編により、令和2年度に公共施設等総合管理基金を創設し、今後の施設の老朽化に対応する財源を確保するため基金の積み増しを行っており、また、必要な予算措置を行った中において、令和2年度から令和5年度にかけては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付が決定されるとともに、普通交付税の追加交付が決定されるなど、財源が確保されたことにより、財政調整基金や減債基金におきましても基金の積み増しをすることができ、基金が増額となったものと認識してございます。

今後におきましても、各公共施設の長寿命化や老朽化対応に関する経費、また、物価高騰等による物件費の増加が見込まれることから、施設更新費の平準化、費用対効果の検証や徹底した無駄の排除を行いながら、市民サービスの低下につながらないように、基金の取崩し及び積立てのバランスを考慮し、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 今の答弁の中で、公共施設等総合管理基金の創設ということがございましたけれども、これは令和2年ですか、こちらの創設の経緯と現在の進捗、この点をお聞きします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 基金の再編につきましては、令和2年の第1回定例会の中で幾つかの基金が再編されてございます。その中の一つとして、公共施設等総合管理基金が創設されてご

ざいます。

内容的には、公共施設の老朽化対策を計画的に実施するためには、やはり基金の確保というのは重要なものとして考えた中で、その当時あった基金、例えば牛久市社会教育文化施設整備基金、あと牛久市生活環境整備基金、また牛久市小規模水道維持管理基金、これを3つ統合いたしましたして、今の公共施設等総合管理基金のベースとしてございます。その後、積立てを行っております。

ただ、今の公共施設の老朽化対策なんですけど、まだまだ進んでいない状況だと考えてございます。例えば、中央生涯学習センターの2期工事が進んでいない、そのほか、奥野生涯学習センター、三日月橋のほうもまだ手をつけていない。そのほか、学校も下根中学校や神谷小の改修などなど、まだまだ山積しているものがございます。また、庁舎、こちらもまだ進んでいない状況でございますので、公共施設等総合管理基金を計画的に積み増ししながら、今後の老朽化対応につなげていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 そうしますと、基本的には公共施設が、いわゆる工事関係ですよ、スピードアップするというふうに考えてよろしいわけですか。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 本来ならばスピードアップを図って改修をすべきとは考えてございますが、財政の状況を考えますと、やはり事業の平準化が必要だと考えてございます。その中で優先順位を考えながら、事業の平準化を図って、進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、経常収支比率であります。

経常収支比率は財政構造の弾力性を表しております、その比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいるという指標であります。

令和元年度決算では91.2%でありましたが、令和5年度決算では93.6%ということになりました。この点につきまして、市の所見を伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 経常収支比率につきましては、令和元年度は91.2%、令和5年度は93.6%と、2.4%の増加となっており、普通交付税や地方消費税交付金といった歳入における経常一般財源が11億9,000万円増加した一方で、歳出における扶助費、公債費、物件費、補助費などの経常一般財源が増加したことが要因となっておりますが、令和5年度決算における県内他市町村の経常収支比率の状況につきましても、本市と同様に増加傾向となっております。

議員御質問のとおり、経常収支比率の増加は財政の硬直化につながるおそれがあることから、その動向に注視しつつ、引き続き費用対効果の検証や徹底した無駄の排除に取り組むとともに、国県補助金を最大限に活用し、自主財源の確保に取り組みながら、市民サービスの低下につなが

らないよう、将来に向けた投資を進めていく必要があるものと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、基金の積立金について、令和元年度と比較してどのような状況にあるのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 基金積立残高につきましては、令和元年度は48億円、令和5年度は93億3,000万円と、45億3,000万円増加してございます。

先ほど答弁申し上げましたとおり、基金につきましては、令和元年度に実施した基金の再編により、令和2年度に公共施設等総合管理基金が創設され、今後見込まれる公共施設の老朽化対応に向け、基金の積み増しを行ってございます。

また、必要な予算措置を行った中において、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した中でも、市税は影響を受けず、令和2年度から令和5年度にかけては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付され、普通交付税におきましては臨時経済対策費分、臨時財政対策債償還基金費分が追加交付されたことなど、財源が確保されたことにより、令和2年度から財政調整基金の取崩しを行うことなく財政運営が行えたことに加え、併せて基金への積立でも実施できたことが、基金が増加した大きな要因となっております。

今後控えております公共施設の長寿命化対応などを計画的に行うためには、基金の確保は必要不可欠であり、相次ぐ風水害や地震などの自然災害に対する対応や、新型コロナウイルスのような感染症の蔓延など、非常時における財政出動に備えるためにも、基金の確保は大変重要なものと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、令和5年度決算、歳出の中で、人件費、物件費、扶助費の増減要因、特徴ということであります。

まず、人件費についてでございますけれども、こちらはほぼ変わらないという状況でございますけれども、物件費、扶助費は増加傾向にあります。この点、市の所見を伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 令和5年度決算における人件費につきましては41億8,000万円となり、前年度比1,000万円の減額となっており、退職手当組合負担金の減額により減額となっておりますが、先ほど議員からもありましたとおり、ここ数年は横ばいとなっている状況でございます。

今後、常勤職員数の増加や会計年度任用職員を含めた制度改正、また、月例給やボーナスなどの見直しが今年度の人事院勧告で示され、人件費の増加が見込まれることから、DXの推進による業務の効率化、職員の適材適所への配置などにより、人件費の適正な管理に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、物件費につきましては63億5,000万円と、国による電気代軽減による電気料の減額や新型コロナウイルス感染症予防接種費などの減額があったものの、ふるさと寄附の返礼経費

や小中学校ICT経費等の増額があり、結果として前年度とおおむね同額となっております。

過去5年の物件費の推移を見てみますと、増加傾向にある状況から、引き続き費用対効果の検証や徹底した無駄の排除に努めてまいります。

扶助費につきましては77億7,000万円と、前年度比3億3,000万円の増額となっております。電力、ガス、食料品等、価格高騰に対する低所得者などへの給付の影響もございましたが、障害者及び障害児給付費や生活保護費、民間保育園運営費負担金といった経常的な扶助費の増加も大きな要因となっていることから、今後の国の制度改正や本市の状況について、その動向を常に注視しなければならないものと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、基金積立金の状況でありますけれども、先ほどは令和元年との比較という中で質問をいたしました。特に財政調整基金は、前年度末残高は35億5,000万円に對しまして令和5年度末は42億9,000万円と、増加であります。

また、介護給付費準備基金につきましては、大きく減少であります。

他の基金の状況も含めまして、改めて市の所見を伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 財政調整基金につきましては、実質収支のうち4億円を積み立て、また、3月補正において不用見込額により生じた額を財政調整基金に積み立てるとともに、市税や地方交付税等の増額により、結果として財政調整基金からの繰入れを行わなかったことから、7億3,000万円増加し、令和5年度末残高は42億9,000万円となっております。

また、介護給付費準備基金につきましては、介護保険の事業計画期間となる3年間において介護給付費が毎年増額となる見込みの中、一定の介護保険料を設定するために必要な財源を確保するため、事業計画初年度に発生が見込まれる余剰金を積み立てている一方で、給付費の不足が生じた場合には取崩しを行い、被保険者の皆様への安定した保険給付を行うと同時に、介護保険財政の安定化を図る役割を担ってございます。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画の3年目に当たり、必要と見込まれる介護給付費として介護給付費準備基金を取り崩しておりますが、今般上程しております介護保険事業特別会計補正予算におきまして、令和5年度決算の確定に伴い約6億円の積立金を計上しており、令和6年度末の基金残高は20億3,000万円となる見込みでございます。

これらのほか、主な基金の令和5年度における増減につきましては、減債基金が普通交付税の臨時財政対策債償還基金費分の交付に伴い積立てを行ったことにより9,000万円の増額となり、令和5年度末残高は15億9,000万円となったほか、公共施設等総合管理基金がひたち野リフレ外壁改修やクリーンセンター維持補修工事などの事業実施の財源として取崩しを行いました。実質収支のうち5億円を積み立てたことにより2億1,000万円の増額となり、令和5年度末残高は22億1,000万円となっております。

さきの答弁でも申し上げましたが、公共施設の長寿命化や大規模災害等へ備えるため、基金の確保は大変重要なものと捉えておりますので、基金の積立てと取崩しのバランスを考慮しながら、

引き続き基金の適正運用に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、大きな2番、財政健全化判断比率についてであります。

平成12年4月に施行されました地方分権一括法によりまして、自治体の財政状況を総合的かつ長期的に把握するために、企業会計的手法の導入が必要となり、後の地方公会計改革につながってまいりました。財政健全化判断比率もその大きな柱であります。

まず質問といたしまして1つ目、令和元年度及び令和5年度との比較ということであります。健全化判断比率4指標の中で表示された唯一の実質公債費比率が、令和元年度2.4%だったのに対しまして、令和5年度は3.0%と上昇をいたしております。この点、市の所見を伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 令和5年度決算における健全化判断比率につきましては、これまでと同様に実質公債費比率のみの指標となり、その数値は3.0%と、令和元年度の2.4%から0.6%の増加となっており、分母値である標準財政規模が増加したものの、分子値における公債費充当一般財源等が、令和元年度は15億円、令和5年度は17億円と、2億円増加したことが増加した要因となっております。

指標値につきましては、県内でも低い数値となっており、直ちに警戒しなければならない状況ではございませんが、今後におきましても引き続き公債費の推移や市債残高の状況を注視し、公債費の適正管理に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 ただいまの答弁の中で、県内の他の市町村というふうなお話がございましたけれども、茨城県内の他市町村の状況ですか、そういった形の認識ですね、こちらについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 実質公債費比率の県内他市町村の状況、牛久市を含めてなんですが、まず令和5年度の決算、全市町村の決算カードが届きまして、比較をいたしました。牛久市は、県内でよい順、要するに小さい順につきましては4位となっております。牛久市より上なのが日立市、それと利根町、あと東海村ですね、そちらが牛久市より上の順位となっていて、それに次ぐ順位が牛久市となっております。

牛久市は今4位となっておりますけれども、確かに現在、実質公債費比率だけを捉えば低い数値となっておりますけれども、他の指標も考慮しながら、今後も財政運営に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 次に2番目でありますけれども、今後の財政健全化への考え方ということでございます。

昨今、自治体にとりましては少子高齢化、社会保障費の増加、税収減少、施設の老朽化など、対応しなければならない課題が多くございます。今後、財政健全化への道のりはまさしく厳しい状況でございます。

牛久市の監査委員の意見書では、コロナ禍における行財政運営で得られた経験と実績を生かし、新しい発想、考え方、方法をすべきという意見がございます。牛久市として、今後どのような方針の下、財政運営、健全化を進めていくのかを改めてお伺いをいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

令和5年度決算におきましては、市税が1億円の増額となり、また、ふるさと寄附の増加により自主財源が増加してはおりますが、本市の人口が年々減少し、少子高齢化が進む中におきましては、持続可能な行政運営ができるかどうかは、まさに分岐点に立っているという認識でございます。

今後、財政健全化を図りながら、安定した市民サービスを提供することは当然のことながら重要なものとして捉えており、そのためには税収の確保のほか、ふるさと寄附のさらなる強化や国県補助金等の最大限の活用、ネーミングライツの導入などによる財源の確保に加え、これまでも取り組んでおります費用対効果の検証や、規制、補助の見直し、徹底した無駄の排除、DXの推進による事務の効率化など、コスト削減を今以上に進め、歳入歳出の両面で改革に取り組んでいく必要があるものと、改めて令和5年度の決算を受け強く感じたところでございます。

これから令和7年度予算編成作業を行ってまいります。小中学校の長寿命化や空調更新といった公共施設の老朽化対応など、様々な課題が山積する中において、将来を見据えた持続可能な財政基盤の下、これまで以上に牛久市の魅力を市内外に積極的に発信しながら、子供の医療費無償化や給食費無償化などをはじめとした子育て施策、教育施策を今般の議会に補正予算として計上しておりますが、宅地開発に関する調査など各種施策を総合的に強力に推し進めながら、本市が「選ばれるまち」としてあり続けることができるよう、市政運営を進めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 ありがとうございます。

これで私の質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で14番小松崎 伸議員の一般質問は終わりました。

次に、22番石原幸雄議員。

〔22番石原幸雄議員登壇〕

○22番 石原幸雄 議員 改めまして、おはようございます。

自民党うしく21に所属をいたしております石原幸雄であります。

ただいまより通告に従いまして4点の一般質問を行います。

まず第1点目といたしまして、東部地域の懸案事項について2項目の質問をいたします。

初めは、東部地域の高齢者の移動の足の確保策についてであります。

本件については、私がこれまで数回にわたって同趣旨の一般質問を行った経緯がありますが、前回の定例議会において本件に関連性のあると思われる補正予算が可決されたことから、改めて取り上げるものであります。

御承知のように、東部地域はコミュニティバスかっぱ号などの公共交通空白地域であることに加えて、高齢者の運転免許証の返上も加速化しているなどの理由で、日常生活における移動の足をいかに確保するのかが喫緊の課題であることは論を待たないところであります。

一方、公共交通空白地における移動手段の確保策については、先ほども申し上げた関連予算の成立に伴い、ドライバーバンクを創設し、二種免許の取得のサポートを通じて、ライドシェアや自家用車を使用しての旅客運送事業の実現に向けた実証実験を実施していくとの方針が示されましたが、東部地域の高齢者の移動手段の確保策としては、かつてのサンライズの復活を望む声が多く聞かれるのであります。すなわち、NPO法人として設立されたサンライズは、小坂団地を除く東部地域住民を対象に会員登録をしてもらい、通院や買物などのための移送サービス事業を10年間にわたって実施してきたわけでありましたが、年間平均でおよそ1,000件の移送サービスがあったとの実績を踏まえると、当該法人への地域住民の寄せる信頼度や期待度はかなり高かったものと思料するのであります。

ところで、本市が事業主体となり導入を予定している交通空白輸送については、国土交通省の方針として、運行委託が可能であると認識をいたしております。

そこで、本市が交通空白輸送を東部地域において実施する場合は、先ほども申し上げた東部地域住民の声を十分に配慮し、その運行をNPO法人等に委託すべきであると考えてるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 本市における公共交通につきましては、本市が運営するコミュニティバスかっぱ号、乗合タクシーのうしタク、福祉センター巡回バスのほか、民間路線バス、タクシー、病院バス、ボランティア移送など、様々な移動手段により構成をされております。

それぞれの交通がバランスを取りながら運営をすべきところではありますが、今般の働き方改革関連法及び関連基準の適用により、以前から課題となっていた運転手不足がより深刻化し、かっぱ号及び民間路線バスにつきましては、やむを得ず減便となり、うしタクの拡充も困難な状態となりました。

そこで、同様の課題を抱えるつくば市、土浦市、下妻市と連携し、自家用有償旅客運送の実証実験を令和7年1月より実施させていただくことといたしました。

本市の事業内容につきましては、市が実施主体となり、公共交通が十分でない交通空白地域にて実施するものであり、主に市街化調整区域にお住まいの方の移動手段を確保することを目的とし、一般ドライバーが運送を担う自家用有償旅客運送を実施するものとなります。

御質問にございましたNPO法人サンライズが実施主体となり運行しておりました交通空白地有償運送は、路線バスやかっぱ号等の公共交通が十分でない東部地域における市民の移動手段と

して、公共交通を支える重要な役割を担っていただいた事業であり、地域の方々にとっては大変有用なものであったと理解しております。

しかしながら、NPO法人への委託につきましては、制度上可能なものとは認識しておりますが、今回の実証実験におきましては、ドライバーバンクを創設し、普通免許の一般ドライバーを募集、育成し、そのドライバーに自家用有償旅客運送を担ってもらう枠組みとして制度を構築していることから、一法人に運行業務を委託することは想定しておりません。

今後、実証実験を進めていく中で、運転手不足などの喫緊の課題の解決につながるよう、様々な手法を検討しながら、本市の移動ニーズに合った公共交通を見いだせるよう検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 今回の次長の答弁によりますと、一法人等への委託というものはちょっと難しいのではないかとというふうに理解をしたわけでありますが、先ほども申し上げましたように、東部地域における高齢者の日常生活道の移動手段の確保は喫緊の課題の一つであります。その意味で、あらゆる手段、あらゆる方面からの方策というものが検討されてしかるべきであります。どうしてもNPO法人等への委託ということは選択肢の中には入ってこないのでしょうか。再度お尋ねをいたします。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 お答えをいたします。

公共交通につきましては、先ほどの答弁のとおり様々な手法により組合せ、または構成されているというふうに認識しております。

東部地区におきましては、交通空白地ということで、公共交通が十分でないという認識でもございます。

今御説明したこれから行う実証実験につきましては、実証実験を行うことで交通空白地の一定の解消を目指しているというところでございます。

この実証実験の期間におきましては、空白地有償運送という意味では別の法人へ委託するということは想定はしておりませんが、実証実験は令和8年度までとなっています。この間において、実際に市民の移動ニーズであるとか、実際運行してみて移送手段が適正かどうか、そういったところを見極めながら、その後の展開も見据えていきたいと思っております。現段階において、そこを目指していろいろな手段を検討していくというふうに考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 そうすると、次長、今の答弁を踏まえまして、実証実験が終了した後の実際の導入段階においては、選択肢としてNPO法人等への事業委託もあり得ると、選択肢の中には入るというふうに理解してよろしいですか。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 お答えをいたします。

今回の実証実験につきましては、国の交付金を活用しておりまして、まずその実証実験が今後の継続ですね、まず実証実験が今の状態で実装するということが、実験とは言いつつ、一つの交通手段を実装するというのが条件になっております。

また、ほかの地域への横展開、この実証実験がモデルとなって、ほかの地域でも実証できるようなものが採択されるという要件になってございますことから、基本的にはこれが継続できるものというふうに考えてはいるんですけども、実際に実証実験をやってみて、牛久市にとってどういった交通が必要なのかというところは見定めていかなければいけないということで、先ほどの答弁でございますが、今お話しのとおり令和8年度までの間にその先、市民のニーズに合った、牛久市の地域に合った交通がどういったものかということを検討していく中においては、様々な手法を検討すべきだというふうに考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 様々な手法の中には、再度お聞きしますが、NPO法人等への委託もあり得るというふうに理解してよろしいですか。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 お答えをいたします。

様々な手法の中の一つには入るものと捉えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 市長もよく御存じかと思っておりますけれども、東部地域における最大の行政課題の一つは、何度も申し上げますように特に高齢者の日常生活道の移動手段の確保の問題であります。これについては、今後いろいろな問題や制約があるとは思いますが、市として適切な対応をしていただけるものと大いに期待をいたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、旧向原保育園の跡地利用について質問をいたします。

御承知のように、向原保育園が廃園となり数年が経過しましたが、当該施設は未利用で放置されていることから、地域住民の中から、旧向原保育園の跡地の利用はどうなっているのか、何らかの利活用計画はないのかとの疑問の声が聞かれるのであります。

一方、公有財産は、行政目的で使用される行政財産とそれ以外の普通財産とに分類されると認識をいたしておりますが、当該建物及び敷地については、本来の目的である保育園としての利活用がなされなくなったという意味で、いわゆる普通財産に分類されると思うのであります。

ところで、未利用の公有財産については、今後利活用計画を策定するのか、それとも普通財産として売却や賃貸を検討するのかの選択が可能であると認識、判断をいたします。

そこで、改めてお尋ねをいたします。旧向原保育園の跡地については、利活用計画の策定をするのか、それとも売却等を検討するのか、明快なる答弁を求めるものであります。

○諸橋太一郎 議長 門倉史明総務部次長。

○門倉史明 総務部次長兼契約検査課長 向原保育園は、昭和52年度に開園し、令和4年度末

をもって閉園に至るまでの46年間、市立保育園として運営してまいりました。

閉園後の令和5年度以降は、土地及び建物を普通財産とし、管財課で管理しております。

当該地につきましては、市の行政目的で利用する予定が見込めないため、売払いの方向として、令和6年度当初予算に土地測量等を行うための予算を措置しております。

今後のスケジュールといたしましては、測量、不動産鑑定等を実施した後、売払いの公告を行い、年度内での入札、契約を予定しております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 ただいまの答弁、非常に明快な答弁をいただきました。ありがとうございました。この問題については了解をいたしましたので、次の質問に移ります。

次に、第2点目といたしまして、市街化調整区域における住宅建設の手法について質問をいたします。

御承知のように、本市の市街化区域内の宅地はほぼ飽和状態であり、本市において住宅を増やすためには、おのずと市街化調整区域にその用地を求めざるを得ないと存じますが、市街化調整区域での建物の設置には様々なハードルがあることから、住宅着工は容易ではないことは論を待たないところであります。

しかしながら、市街化調整区域においても住宅の設置が比較的容易とされる手法の一つとして、優良田園住宅というものがあります。すなわち、優良田園住宅とは、「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づき、農山村地域や都市の近郊、その他の良好な自然的環境を形成している地域に一戸建ての住宅建設を可能とするものであり、基準要件として1戸当たりの敷地面積が300平米以上、建蔽率30%以下、容積率50%以下、高さが3階建て以下とされておりますが、最大の特徴として挙げられることは、市町村が当該住宅の建設のためのスキームを策定することが可能であること、また、都市計画法の開発許可や農振法の農用地区域からの除外及び農地法の転用許可について手続の円滑化などの配慮がなされていることに加えて、当該住宅を建設するための事業手法については制限が設けられていないので、当該住宅の建設においては土地区画整理事業などの手法を用いることも可能であるなどであります。

ところで、本市は本年度から企業誘致室を設置し、今後は企業誘致に力点を置くものと存じますが、職住近接という言葉に象徴されるように、優良田園住宅の制度を利活用することにより、工場などの事業場の周辺や周囲に住宅用地を確保することができれば、本市への進出を検討している企業にとっては、進出の可否の際の大きな判断材料の一つになると確信をいたします。

そこで、質問をいたします。

市街化調整区域における住宅建設の手法として、優良田園住宅の制度の導入を検討すべきと考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 都市計画法では、優先的に市街化を図るべき区域を市街化区域、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域として定めており、市街化調整区域では様々な法令により建築行為が制限されております。

御質問の優良田園住宅制度は、平成10年に施行された「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づき、農村地域、都市の近郊地域の良好な自然環境を保護しながら、一定の基準を満たす一戸建ての住宅建設の促進を目的としております。

優良田園住宅制度を活用するためには、市街化調整区域での住宅建設に向けて、牛久市第4次総合計画、牛久市都市計画マスタープランの改定や、牛久市立地適正化計画などとの整合を図り、当市において基本方針を策定する必要があるとございます。

また、基本方針を策定した場合であっても、住宅を建築する事業者は個別に都市計画法の許可を受ける必要がありますが、都市計画法の立地許可基準がないため、茨城県の開発審査会に諮問しなければならないなどの課題がございます。

しかしながら、茨城県では、県南地域の住宅開発について、県としても協力するとの意向が示されておりますので、市といたしましても、今後の工業団地の立地計画等を見極めながら、土地区画整理事業や地区計画などの手法と併せ、調査研究してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 今、建設部長からある程度前向きな、と思われる答弁をいただいたわけではありますが、再度確認の意味でお尋ねをいたします。

部長、今後調査研究をするという範疇の中には、優良田園住宅の建設の手法を取り入れるということも選択肢としてあり得るのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

優良田園住宅、こちらについての制度も決して否定をしているわけではなくて、もちろん研究をしなければならないとは思いますが、牛久市に一番合っている手法は何かと、先ほど議員のほうの質問でもありましたが、まずは市街化区域の掘り起こし、飽和状態にあるというふうにおっしゃっていましたが、それから市街化調整区域を市街化区域に取り入れる、市街化調整区域のままでもいろいろ建設できるような用地がある、それが一つ優良田園住宅だと思います。そのほかに、地区計画だとか、いろいろな手法がございます。議員の質問のとおり、優良田園住宅ももちろん研究しますが、それ以外にも牛久市に合っている手法があれば、それも含めて研究していきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 そうすると、くどいようではありますが部長、選択肢の一つとなり得ると理解してよろしいですね。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 繰り返しにはなりますが、市街化区域の掘り起こしと、それから市街化調整区域の見直しと、そのようなことをやっていかなければならないというふうに考えてございます。先ほど工業団地の話も議員の質問の中でありましたが、工業団地の話もあれば、それはそれとリンクしながら、どちらもとても重要な問題でございますので、それを検討するんであれ

ば、優良田園住宅とはちょっとかけ離れてしまうんですが、それも含めて研究しますというふうな答弁をいたしました。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 人口増加策というのは、これはもういろいろな意味でというか、市政の課題の大きなものの一つでありますから、様々な牛久市に合った手法の中の一つとして、優良田園住宅の建設の手法も市街化調整区域における手法の一つとして研究、調査の対象としていただけるものと大いに期待をいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、第3点目といたしまして、教育行政について2項目の質問をいたします。

初めは学校給食費の完全無償化に向けての財源の確保策についてであります。

御承知のように、学校給食費の無償化については、多くの自治体が完全無償化や一部無償化などを実施しており、本市においても今年度から中学生を対象とする学校給食費の無償化のための予算1億1,100万円が計上されましたが、問題は小学生までを含む完全無償化のための財源をいかに確保するのが課題であることは論を待たないところであります。

一方、本市では、学校給食の提供について長年にわたって各学校で調理をするという自校方式が採用されてまいりましたが、提供される給食の味には、各学校でばらつきがあったり、カロリー面でも若干の違いが見られるなどの問題が指摘されていることに加えて、財政的にもかなりの負担を強いられていると認識をいたしております。すなわち、学校給食の自校方式を採用している本市の令和5年度の予算は4億2,071万5,000円の調理業務委託費を含めて、総額で4億9,937万4,000円ですが、この金額は本市の学校給食費の完全無償化のために必要とされる3億1,000万円を大きく上回る金額であり、その意味で、給食費の無償化のための財源の確保策として自校方式の在り方の見直しを検討されてしかるべきであると存じます。

ところで、茨城県内の44市町村の学校給食の提供体制を調査したところ、自校方式を採用している市町村は本市、大洗町、東海村、かすみがうら市、美浦村、河内町、利根町の7市町村であるのに対して、残りの37市町村は給食センター等で調理するいわゆるセンター方式を採用していることが明白となりましたが、同時に、センター方式を採用している自治体の年間の予算額が自校方式に比べてかなり割安であることも判明をいたしました。

一例を挙げれば、センター方式を採用している隣接の龍ヶ崎市の令和5年度予算は2億2,010万円と、本市の令和5年度予算の半額以下であることから、この金額を目安として、本市がセンター方式を仮に採用すれば、今年度に計上した中学生の給食費の無償化のための予算を除いて、これまでに自校方式に費やしていた予算の残額で小学生の給食費の無償化のための予算2億円を確保できる可能性が高いと判断をいたします。

そこで、本市においても学校給食費の完全無償化に向けての財源の確保策として、学校給食の提供体制については自校方式からセンター方式に改めることを検討すべきと考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 令和5年5月1日時点での学校給食実施状況調査における県内の状況につきましては、議員の御指摘のとおり自校方式は7市町村であります、自校方式、センター方式を併用している市町村は水戸市、笠間市、ひたちなか市、取手市、稲敷市、古賀市の6市、センター方式のみは29市町という結果となっております。

センター方式のメリットとしては、一元管理によって運営費のコストが削減できることが挙げられますが、デメリットとして、配送時間の関係で調理終了後から実食までに時間がかかることや、栄養士と喫食する学校現場との連携が難しいこと、異物混入、食中毒等の事故が発生した場合、食数が多いため、被害が大きくなってしまふことが挙げられます。

牛久市においては、作ってくれた人の顔が見える温かい給食を提供することを基本としております。各学校に栄養教諭、栄養士を配置することで、食物アレルギーを持つ児童生徒に対してきめ細やかな対応ができることに加え、学校行事や授業と連携した献立を立てられ、児童生徒の声を反映したリクエスト給食やセレクト給食を提供することなど、学校給食を生きた教材として活用することによって、食育の推進につなげております。

さらに、味やカロリーの差が生じないようにするため、小中学校ごとに基本献立を作成し、各学校の行事やアレルギーに対応した変更を加えながら提供しております。

牛久市の自校方式の給食については、在籍している児童生徒だけでなく、センター方式の他市町村から異動してきた教職員や、区域外就学を利用して牛久市に通っていた児童生徒からも「出来たての給食がおいしい」と御好評をいただいております。

給食センターを新設する場合は、例に挙げていただいた龍ヶ崎市学校給食センターの建設費用は約21億円であり、牛久市の提供食数は龍ヶ崎市に比べ約1,600食多く、約1.3倍の規模であるため、さらに多くの予算が必要になることが想定されます。

また、既存の13校分の給食施設を給食室として使わなくなることで、給食室以外での利活用が難しいことや、維持管理の問題も生じてきます。

以上のことを踏まえて、牛久市における学校給食の実施方式につきましては、食育推進の観点や市民の声、予算の状況等を鑑みて、自校方式の継続を考えております。

学校給食費の完全無償化に向けての財源確保につきましては、学校給食予算だけでなく、全庁的に取り組んでまいります。給食費無償化は国においても子育て支援の課題としていることから、引き続き国に対しても必要な財源措置等を要望してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 次長、そうしますと、ただいまの答弁を踏まえまして、牛久市においては今の自校給食提供体制を維持していくと、その上で財源も考えるということでもありますので、センター方式については今後は検討する余地はないというふうに理解をしてよろしいですか。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 現時点での御答弁を申し上げまして、将来につきましては様々な選択肢は排除しないで検討していくものだというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 そうすると、次長、将来についての選択肢は否定しないということでありますれば、明確にお答えをいただきたいと思いますが、将来的にはセンター方式も選択肢の一つであるというふうに理解しておいてよろしいんですか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 自校式を今行っておりますが、施設について特に不都合がないといったことで、今すぐ検討する余地がないというお話であります。

将来的にセンター方式にするかどうかという検討でございますが、これはもちろん検討に値すると思います。要は今後社会増を見越して様々な政策を打っていく中で、子育て世代の方たちが移り住んできたときに、やはり食育という観点は非常に大事ではありますし、先ほど次長からもお話がありましたとおり、非常に自校式炊飯というのがこの牛久市の給食の歴史においていろいろございまして、やはり「牛久市は自校式炊飯」というのは周りの市町村からも定着しているような状態でもあります。過去の歴史から振り返っても、なかなか今すぐ方向転換というわけにもいきませんので、これは状況を見ながら検討していくべきであろうということでございますので、検討するか否かといったことについては、検討する余地はあるといったことをお答えさせていただきます。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 釈迦に説法というか、申し上げるまでもないことなんですが、学校給食費の無償化の問題は、これは市長の公約の一つでもありますので、市長、これについては様々な角度から、いろいろもちろん制約はあろうかと思っておりますけれども、財源の、先ほど小松崎議員も財政問題についてる質問をされておりましたが、それとも絡んでくる問題で、私も今回取り上げた背景の一つには財源の確保策ということがあったわけでありますので、この点も十分に踏まえて、いろいろな角度から前向きに検討をしていただけるものと大いに期待をいたしまして、次の質問に移ってまいりたいと存じます。

続きまして、スクールアシスタントの勤務時間の見直し、この問題について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、教員免許の有無にかかわらず、授業中の学級担任の補助などを行うスクールアシスタント制度が全国的に広がりを見せており、本市においても現在67名のスクールアシスタントが市内の小中学校等で活動していることは論を待たないところであります。

一方、67名のスクールアシスタントのうち、20名が週当たり25時間の平均で毎日勤務しているのに対して、残りの47名の勤務時間は様々であることから、これを見直すべきとの声が聞かれるのでありますが、その背景としては、各学校において特別支援学級の児童生徒数が増加傾向にあることが考えられます。

ところで、教師の働き方改革が叫ばれておりますが、これを考慮すれば、スクールアシスタントの現在の勤務時間を延長することを通じて、現場の教師の負担を軽減することが肝要であると判断をいたします。

そこで、質問をいたします。

スクールアシスタントの勤務時間の見直しについては、どのようにお考えでしょうか。明快なる答弁を求めるものであります。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 スクールアシスタントの勤務については、子供支援のほかに、教科等支援、日本語指導支援、図書館支援がございます。子供支援の内容についても、特別支援学級の児童生徒だけではなく、通常学級や不登校傾向にある児童生徒にも様々な支援を行っていただいております。

当市では、他市町村と比較してスクールアシスタントの配置は充実しておりますが、各学校が求める支援から見ると、十分ではありません。

現在、スクールアシスタントの勤務については、各学校の業務担当者が児童生徒の状況やスクールアシスタントの都合に合わせて勤務計画を立てながら、運用しております。

今年度については、スクールアシスタントがよりよいサポートができるよう、先月研修会を行い、発達障害や不登校について理解を深めていただきました。

議員御提案のスクールアシスタントの勤務時間の延長につきましては、当該スクールアシスタントの家庭の事情等があるので、必ずしも全員が実施できるとは限りませんが、今後については各学校の要望を伺いながら、働き方改革の実効性を高めるため、サポートの種類の多様化や人員の拡充など、関係各所と連携を深めてまいりたいと考えております。その上で、教師には教師でなくてはできない事柄に注力してもらいたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 そうすると、教育長、ずばり申し上げて、スクールアシスタントの勤務時間の見直し、これは検討していただけるものというふうに理解をしてよろしいんですか。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 先ほども申し上げたように、アシスタントの種類も含め、勤務時間の総時間数も含め、対応していきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 教育問題は牛久市の将来を担う子供たちの問題でありますので、一番大事な問題であると言っても過言ではないと思っておりますので、しっかりとした対応をしていただけるよう大いに期待をいたしまして、次の質問に移ってまいります。

最後に、第4点目といたしまして、企業誘致の対象業種について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、本市は企業誘致室の設置に象徴されるように、企業誘致に重点を置いていると存じますが、一般的に考えればその対象業種は製造業であろうと存じます。

一方、現在は特に製造業においてマンパワーに代わるAIや機械のオートメーション化が相当に進んでおり、仮に企業の製造工場が新たに設置されても、雇用につながることはあまり期待はできないと考えます。それゆえ、今後、企業誘致の対象業種を考慮する際には、マンパワーを必要とする業種を対象を絞ることが肝要であると存じます。

ところで、隣接のつくば市には国の中央省庁に関連した独立行政法人の研究所が林立していることは論を待たないところでありますが、これらの研究所での研究対象は、いわゆるハードな部分の研究が中心であることから、それらの研究所で生み出されたものを実社会において通用させるためには、ソフト面の研究開発が必要不可欠であります。そして、その役割を担えるのが民間企業の研究所であり、そこでは当然のことながらマンパワーが求められるものと確信をいたします。

そこで、本市における今後の企業誘致の対象業種として、民間企業の研究所を選択肢の一つとすべきであると考えておりますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

これまでもお答えしておりますとおり、企業誘致は市内産業構造の多角化や魅力的な雇用を創出できる点などから、まちの魅力の向上、さらには牛久市への定住促進にもつながるものであります。したがって、本市といたしましては、業種や業態に制限を設けず、幅広く誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

今回御提案をいただいた民間企業の研究所でございますが、茨城県におきましても半導体や次世代自動車、IoT、ロボットなどにおいては、新たな成長分野として特に誘致に力を入れており、本市といたしましても多くの雇用の確保や多額の設備投資による税収等の観点などから、大変魅力的な誘致対象の一つであると考えております。

引き続き日本立地センターや茨城県、そして誘致を専門とする民間のリーシング事業者との協議を重ねながら、御提案のあった研究所も含め、企業側の動向や反応を注視し、よりよい誘致ができるよう方策を模索してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で22番石原幸雄議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時25分といたします。

午前11時13分休憩

午前11時24分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、8番柳井哲也議員。

〔8番柳井哲也議員登壇〕

○8番 柳井哲也 議員 うしく未来プロジェクトの柳井哲也でございます。

大きく2つの課題について質問をしてみたいです。よろしく願いいたします。

まず第1に、農地山林の所有者への支援策について。

牛久市内の各所に太陽光発電設備が見られます。国が進める再生可能エネルギー政策に賛同し、協力してくれた方がそれだけ多くおられたということで、評価できる面がある一方、農地所有者がどんなに頑張ろうとしても、高騰する資機材等のため赤字になってしまい、続けられないという事情もあります。

山林についても、高額な伐採費用など管理費がかかるのみで、製材工場に買ってもらうこともできません。

農業で採算を取るためには、大きな面積を大型農機具で耕すなど、会社経営の形にしなければならず、若い人でないとなかなか新たな投資はできないのが現状です。耕作放棄地や荒れた山林が増加しているのは、その結果であります。

土地は、活用しなくても管理費はかかります。市街化調整区域の農地や山林の財産的価値が今ほどなくなってしまった時代を、私は知りません。このような状況では、やがて手放す以外ありません。その結果が太陽光発電設備の増加と言えるのではないのでしょうか。

年々増加している市内の耕作放棄地や荒れた山林の背景には、「先祖様より受け継いだものを何とか苦勞しながら保持しているだけ」という現状を、私たちはしっかり理解しなければなりません。

国も県も市も、無策のまま、ただ放っておいたら、このすばらしい郷土は、無計画な開発がされてしまうばかりでなく、外国資本のなすがままになることは自明の利であります。

他方、多くの市民が牛久市には可能性がいっぱいあると考えており、私も全く同じ思いを持っています。すなわち、人口増加策や財源の増加策など、牛久市には今以上に大きく発展させる材料がいっぱいあると思っています。

牛久市内には、高速道路などにアクセスのよく、自然災害の心配のない、しかも全く活用されていない良質な土地が豊富にあります。しかし、牛久市が主体的にこの課題に取り組まない限り、農地や山林を持て余している多くの地権者は、新たな所有者を探さざるを得ません。牛久市がしっかりした計画の下に新たなまちづくりを進めるのであれば、地権者の多くが喜んで協力してくれるものと確信しています。

ところで、牛久市には中長期的に解決しなければならない大きな目標や課題が幾つかあると考えます。例えば大学や研究所などの誘致、資料館や美術館、多目的広場、消防署、生涯学習センター、道の駅、防災広場、親水公園等々が必要になるかもしれません。

そこで、質問します。

1番目の質問。市は、近年取引されている農地及び山林の所有権について、いろいろ把握しているとは思いますが、その移動状況をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 榎本友好農業委員会事務局長。

○榎本友好 農業委員会事務局長 農地の貸借や売買等、権利移動をする場合、農地法の規定に基づき、農業委員会の許可を受ける必要があります。これは、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、国民に対する食料の安定供給の確保に資すること、効率的に農地を利用する

者が農地の権利を取得できるようにすることを目的として定められております。

また、市街化区域や相続等における権利移動については、許可は必要ありませんが、届出をすることとされております。

令和5年度の農地の移動状況についてですが、農地を農地のまま地目変更せず、所有権が変更されたものにつきまして、許可件数は13件、4万1,982平方メートル、届出件数は38件、31万7,963平方メートルとなっております。

次に、農地を住宅や資材置場、太陽光発電設備の設置等、農地以外の地目に転用したもので、所有者が変わらない案件につきまして、許可件数が6件、1,079平方メートル、届出件数が11件、6,919平方メートル、所有者が変更となる案件が、許可件数が29件、4万6,832平方メートル、届出件数36件、1万8,273平方メートルとなっております。

なお、山林については、森林法により届出制度はあるものの、実際の届出は非常に少ない状況であり、全ては把握できていないのが現状となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

それでは、2番目の質問に入ります。

市は、農地及び山林所有者への意識調査というんですか、例えば「できれば持っていたいが、このまま持っているのは大変である」「近いうちに手放したいと思っている」、あるいは「どこかの会社に貸して、賃料を得たい」「公共施設や工場誘致のための敷地に利用するのであれば協力していきたい」「当面手放す用意はないが、研究所などが土地を探しているのであれば貸したい」「今後、所要山林あるいは農地を利活用できる支援策があれば、ぜひ相談したい」などなど、地権者の意識調査をしていくべきと考えますが、これについてお伺いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 榎本友好農業委員会事務局長。

○榎本友好 農業委員会事務局長 農業委員会は、担い手の農地等の利用の集約・集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが何よりも重要な業務となっております。

毎年、市内の全ての農地を巡回し、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態を把握するため、利用状況の調査を行っております。

遊休農地の実態把握をする中で、守るべき農地、すなわち再生可能である遊休農地については、所有者に対する利用意向調査を実施し、農地中間管理事業、いわゆる農地バンクへの貸付けや担い手の権利移動を誘導するため、農業政策課と連携し、荒れてしまう前に新たな担い手が耕作できるよう、橋渡し役として農地の集積・集約化を推進しております。

今後も農地中間管理事業である農地バンクを積極的に活用し、さらに認定農業者や新規就農者など新規参入の促進によって、農地利用の効率化と生産性の向上を進めてまいります。

また、現況が森林の様相を呈するような再生困難な遊休農地の場合、農業委員会の議決により、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断を行い、非農地通知を発出しております。この

非農地通知を添付し、法務局へ提出することにより、農地からその他の地目への地目変更登記が可能となります。そのため、転用や土地の売買、贈与等の場合に農地法上の手続が不要となり、土地の流動化が図られるものと考えております。

近年、全国的に後継者不足や高齢化により遊休農地が拡大し、今後、地域の農地が適切に利用されないことが懸念されております。農地を農地として守り、適正に管理できるよう、利用状況調査のほかに、現在、10年後の農地の土地利用を想定した地域計画を策定しており、その過程における行政と農業者等の座談会の場においても、担い手や農地所有者の意向の把握に努めております。

そのほかに、農業委員会法第6条第2項に規定された農業委員会の重要な役割の一つである農地パトロールを毎月複数回、農業委員と農地利用最適化推進委員が交代制で事務局の職員と共に実施しております。

また、農業委員等による日常の活動として、農家の見守りや声かけを行い、日頃より農地所有者の利用意向や農地の情報の把握に努めております。

今後も牛久市の農地を守るため、関係する部署と連携し、農地所有者の利用意向や農地の情報の把握に努めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 担当課として、危機意識を持って地域計画など、いろいろと考えて進めているということでありました。ありがとうございます。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

洪水浸水想定地域として牛久市が県の指定になりました。この洪水浸水想定地域県指定について質問をしていきたいと思っております。

牛久市は、これまで自然災害のないまちとして私たちの誇りであったわけですが、昨年と本年にかけて、茨城県より洪水浸水想定区域の指定を受けました。

近年は、気候変動の影響のため、牛久市内においても豪雨災害がしばしば発生しています。そのことがこういうことになったのかなと思っておりますけれども、牛久市の弱い部分を補強して、引き続き市民の皆さんが安心・安全な生活ができるよう、まちづくりに取り組んでいこうではありませんか。

そこで、質問です。

1番目、この指定となった区域とその具体的理由についてお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 従来、洪水浸水想定区域は、洪水予報河川及び水位周知河川が対象でありまして、牛久市には洪水予報河川及び水位周知河川となる対象河川がないことから、洪水浸水想定区域はございませんでした。

一方、近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化しており、令和元年の東日本台風では、洪水浸水想定区域の指定対象ではなかったそのほかの中小河川においても多くの浸水被害が発生し

たことから、令和3年7月に水防法が改正され、その他の中小河川についても洪水浸水想定区域の指定対象となったという経過がございます。

本法の改正によりまして、茨城県にて牛久市内を流れる小野川、乙戸川、桂川、稲荷川、谷田川（牛久沼）において、24時間の想定最大降水量や浸水時の想定水深などから、洪水浸水想定区域図が作成されました。

牛久市におきましては、過去に大きな被害が発生したということはありませんが、令和5年10月24日に小野川、乙戸川、桂川、稲荷川が、令和6年4月30日に谷田川（牛久沼）が洪水浸水想定区域に指定を受けたところでございます。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

2番目の質問に入ります。

豪雨の際、対象地区住民に対する具体的な広報手段についてお伺いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

対象地区住民に対する広報手段としましては、昨年8月にリリースしました防災アプリ「防災うしく」をはじめとし、防災行政無線、LINE等のSNS、市ホームページ、地元消防分団やFMうしくうれしく放送による広報など、様々な広報手段を用いて、対象となる住民に対し確実に避難情報を伝え、逃げ遅れが発生しないようにしていく考えでございます。

また、水害ハザードマップを兼ねた市全体の防災マップを本年度中に作成し、市内全戸に配付する計画であります。配付する予定のマップにて、自分自身の住んでいる場所が洪水浸水想定区域や土砂災害危険警戒区域かどうかの確認、近隣の避難所はどこなのかを確認していただき、平常時から防災について理解し、備えていただくことは非常に重要であると考えます。市民の皆様が災害時に適切な行動が行えるよう、市としましても対応していきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

3番目の質問に移ります。

特に避難行動要支援者への適切な伝達が必要と思われませんが、これについてお伺いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 災害時等の情報伝達手段といたしましては、先ほど市長より御答弁いたしましたとおり、防災行政無線、LINE等のSNS、市ホームページ、地元消防分団やFMうしくうれしく放送による広報など、様々な手段で周知することとなりますが、自力での避難が困難な避難行動要支援者に該当する方につきましては、避難行動要支援者名簿を整備しており、災害時には本人の同意なく、避難支援等関係者となる行政区、自主防災組織、民生委員、ケアマネジャー、警察、消防等に提供できることとなっております。

それに加えまして、今年度中に名簿対象者に対し、平常時からの名簿提供に関する同意確認を

実施いたします。これにより同意が得られた方につきましては、平常時から避難支援等関係者に対して名簿の事前提供が可能となり、平時からの見守りや災害発生時の情報伝達、迅速な避難行動につながるものと考えております。

さらに、今後は名簿記載者に対して個々の計画となる個別避難計画を順次作成していく予定でありまして、避難行動要支援者への適切な情報伝達、避難行動ができるようになるものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 次の質問に移ります。

深夜など、避難所へ行くべきか否かの場合の対応について、よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 市が避難情報等を発令する場合は、基本的に浸水想定区域もしくは土砂災害警戒区域等、区域の指定をして、対象区域に居住する市民に対して、警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」、警戒レベル5「緊急安全確保」などを発令いたします。そのため、区域外に居住されている方につきましては、必ずしも避難が必要というわけではございません。

区域内に住まわれている方については、原則として避難情報が発令された場合は速やかに避難していただきたいと思う一方で、夜間や深夜の場合は外が暗く、詳細な被害状況などが確認できず、逆に災害に巻き込まれるリスクも高まることを考えますと、必ずしも避難所への水平避難を行うのではなく、御自宅の中で2階に避難、あるいは崖から離れた部屋に避難するなどの垂直避難も検討していただくようお願いしているところです。

なお、行政区や自主防災組織との連携については、常日頃から地域での関係を築いていただき、仮に命の危険が迫り、夜間や降雨の中の避難を余儀なくされた場合でも、隣近所の方とまとまって行動することで身を守ることにつながると考えております。

いずれにしましても、牛久市といたしましては、市民の皆様が速やかに安全な場所へ避難ができるよう、できる限り夜間の避難にならないための対応を早め早めを実施していく考えでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

次の質問に移ります。

中長期的対策としてポンプ場や堤の整備予定などはあるのかどうかについて、お願いします。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

牛久市内において洪水浸水想定区域に指定された5つの河川は、全て茨城県の管理となっております。そこで、茨城県に確認しましたところ、「ポンプ場や堤の整備の必要がないため、具体的な予定はありません。しかしながら、計画的な河川整備を進めており、現在、乙戸川の改修整

備を鋭意進めている」とのことでございます。

その他の河川においても、「維持管理の一環として状況を調査、把握し、しゅんせつ作業等を行い、既存の河川断面で流下阻害とならないよう努めている」と伺っております。

今後も茨城県に対しまして継続的な河川整備を要望してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 牛久市を流れる中小河川は県の管理ということで、問題がある場合には県に対して声を上げていくということでありました。ありがとうございます。

6番目であります。

当該地区に新築のための申請書が提出された場合の市の対応について、お伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 茨城県におきまして、水防法の規定により洪水浸水想定区域を指定しており、現在、牛久市内では5つの河川において区域が指定されております。この想定区域は、流域全体に24時間総雨量が645ミリメートルから690ミリメートルに達する雨が降った場合を想定しており、その地域における最大規模の浸水想定となっております。

また、想定区域の大半は市街化調整区域かつ農業振興地域の農用地であり、これらの法令等により建築行為自体が制限されております。

御質問の、仮に洪水浸水想定区域において都市計画法による開発許可の申請があった場合、開発不適区域には該当していないため、洪水浸水想定区域という理由では排除しておらず、一定の基準を満たせば許可等を取得することができ、住宅などの新築や既存建物の増改築などの建築行為が可能ではあります。

しかしながら、市としましても、市民の安全、防災の観点から、洪水浸水想定区域での開発行為の申請があった際には、盛土による地盤のかさ上げや高基礎や想定浸水深さ以上への居室床面の設定など、氾濫時に人命を守る対策を講じる計画となるように、意見や助言、指導を行ってまいります。

また、事前に窓口や電話での不動産取引や建築行為に伴う土地照会があった際には、防災課と連携を図りながら、洪水浸水想定区域図や今後策定予定の洪水ハザードマップ等の案内、周知をしてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 丁寧な説明、ありがとうございます。

7番目の質問であります。

国や県は、当市のこの対象区域について、田んぼや畑など、流域治水上、調整池的機能を想定しているのかどうかについて質問いたします。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

茨城県が作成した洪水浸水想定区域図につきましては、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨となる24時間総雨量が645ミリメートルから690ミリメートルに達する雨が降った場合の現状の地形において洪水浸水が想定されるエリアと想定される水深を示したものとなっております。

茨城県としては、「地形や河川形状を考慮し、河川の整備や維持管理を計画的に行ってまいります。現在策定されている河川整備計画においては、牛久市内での河川で調整池を想定している箇所はない」とのことでした。

また、浸水した場合は放流先である河川の水位の低下後に放流等の対応をしております。

また、茨城県管理の河川へ放流量が定められている中で、牛久市では治水事業の一環として調整池や雨水排水施設の整備を進めてきており、放流先である茨城県管理の河川へ負担を減らすことで、内水氾濫のみならず、河川における外水氾濫の抑制にも努めております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

数日前の新聞に出ていましたけれども、茨城県は9月4日開会の県議会補正予算案に、田んぼダムへの支援事業費として1億3,600万円を計上、大雨が降ったときに水田に一時的に雨水をため、河川などへの排水量を抑える仕組みのますを設置していくと。支援は流域プロジェクト対象河川の流域内の水田で、近年の豪雨で浸水被害があった地域がその対象だということで、牛久市はそういうところには入らないようでありますけれども、こういう記事が載っていました。県としても一生懸命対応しているというところであります。

8番目の質問に入ります。

牛久沼（稲荷川）区域の場合、牛久沼周辺観光施設に対する市の対応をお伺いしたいと思います。牛久沼周辺にはかっぱの小径や木道などの観光施設があり、周辺住民の方々も含め、牛久沼周辺を散策されている方も多く見受けられます。

先ほどの答弁の中で、堤の整備等は県が主体となるもので、県との話し合いを続けていくと答弁がありました。直ちに整備や改修というのは難しいと思いますが、どのような対応が考えられるのか、お伺いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 かっぱの小径を散策などで御利用される方に対しまして、牛久沼の洪水や周辺地域の浸水等により利用者に危険が及ぶことが懸念される場合には、事前の周知や注意喚起を行うとともに、必要に応じて通行の制限等も含め対応をしております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 以上をもちまして私の一般質問は終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で8番柳井哲也議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

午後0時00分休憩

午後1時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番鈴木勝利議員。

〔1番鈴木勝利議員登壇〕

○1番 鈴木勝利 議員 皆様、こんにちは。

公明党の鈴木でございます。

通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、ひとり暮らし高齢者への支援についてでございます。

既にこれまでも複数の同僚議員が同じ趣旨の質問を度々されておりましたので、質問が重複されるところがございますが、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

かつて二世帯・三世帯世帯が多数を占めていた日本では、核家族化や急激な少子高齢化に伴って、高齢者夫婦のみ世帯や高齢者単身世帯が増加しており、牛久市においても牛久市高齢者保健福祉計画・牛久市介護保険事業計画、うしく安心プラン21第9期改訂版によると、令和2年では65歳以上高齢者夫婦のみ世帯が5,005所帯で、平成17年比213.8%増、65歳以上高齢者単身世帯が3,274世帯で、平成17年比184.9%増となっております。

中でも高齢者単身世帯、言い換えれば高齢者のひとり暮らしは、例えば買物や通院、食事、ごみ出し等、日常生活に関わる問題のみならず、孤独死や認知症の進行、詐欺や犯罪、消費者トラブルへの遭遇、生活意欲の低下等、深刻な問題が生じるおそれもあるため、それらに対する対策、すなわちひとり暮らし高齢者への支援が必要です。

もちろんひとり暮らし高齢者といってもその状況は様々であり、元気で健康上何ら問題がない方もいれば、病気がちの方や、介護認定を受けて介護保険サービスを利用している方もおります。社会的で外出が苦にならない方もいれば、1人で家に閉じ籠もりがちな方もいます。経済的に余裕のある方もいれば、生活に困窮している方もいます。また、近くに家族や親族等が住んでいる方もいれば、遠方にしか住んでいない方、あるいは家族や親族等がいても疎遠で関係が断絶していたり、あるいは家族や親族等が見当たらないなど、いわゆる身寄りのない方もいらっしゃいます。

しかし、いずれにしましても、そうしたひとり暮らし高齢者に対しては、同じひとり暮らしでも若い方や高齢者であっても同居人のいる方と比べて、緊急時の対応は当然のことながら、ふだんの生活に対しても何らかの支援の必要性は高いと考えられます。

私もこれまで様々な関わりの中でそうしたひとり暮らし高齢者の問題に直面してきました。

そこで、今回、ひとり暮らしの高齢者への支援をテーマに質問させていただきます。

まず、直近の本市のひとり暮らし高齢者の人数を伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 身寄りのない人でも地域で安心して暮らしていくには、公的な支援をはじめ、隣近所の共助の力を借りなければならないことや、御自身で整えていかなければならないことなど、生活の一つ一つに備えが必要であり、高齢者のひとり暮らしが増える中、その重要性は高まっていると認識しております。

身寄りのない方やひとり暮らしの方の人数を把握する仕組みはございませんが、参考になる数字といたしまして、令和2年10月1日を基準日として実施された国勢調査による65歳以上のひとり暮らしの世帯は3,274世帯となっております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 次に、さきに挙げた例示のように、高齢者のひとり暮らしで生じるおそれのある問題にはどのようなものがあると考えられているのか、お伺いします。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 高齢者のひとり暮らしで生じる問題は、心身の不調をはじめ、生活に係る買物や通院、不慮の消費者トラブルや災害時対応など、多岐にわたるものが想定されます。特に毎日の生活に直結する買物、食事支援とごみ出しにつきまして、公的支援と補い切れない内容についてお答えいたします。

買物については、介護保険制度の中においては、訪問介護サービスによるホームヘルパーで担うことができますが、お酒やたばこなどの嗜好品といった日用品の範囲を超える買物、遠方のお店を指定する買物、ヘルパー事業者の車両に同乗しての買物などは対象外となります。

また、食事支援では、ひとり暮らし高齢者へのサービスとして市が実施している配食サービスがあります。これは栄養面のサポート及び食事の手渡しによる安否確認を兼ねたもので、介護認定の有無に関係なく利用できます。7月の実績としては、76人の方に1,599食を提供し、安否確認を実施いたしました。

ごみ出しについては、「ふれあい訪問収集」が挙げられます。これは日常生活において介助や介護を必要とし、集積所までごみを持ち出すことや、親族などの協力を得ることができない高齢者や障害者の世帯などを対象としており、直接御自宅までごみの収集を行うものです。ごみの収集の際、御希望の世帯には一声かけて安否確認を併せて行っております。令和6年8月末現在の利用世帯数は46世帯となっております。ただし、玄関先等に出されたごみの収集であって、家の中のごみをまとめる作業は含まれておりません。

高齢者自身の年齢や健康状態により、暮らしの中で生じる問題は様々ですが、常時相談を受け付けております地域包括支援センターの有効活用も含め、相談体制の充実に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ただいま御答弁にありましたとおり、牛久市では既に様々な高齢者支援が実施されております。そして、地域包括支援センターを中核機関として、重度の要介護状態

となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築実現に取り組んでいると伺っております。先日した第9期計画においても、高齢者が安心して生活できるまちづくりを基本理念に、施策の展開が期待されるところです。

さて、ひとり暮らしの高齢者に対する支援において、日頃からの見守り支援については特に重要であると考えられます。先日した第9期計画のアンケート調査結果においても、これからの高齢者福祉施策で主に力を入れてほしいものとして最も高かった回答が、ひとり暮らし高齢者に対する見守り支援であったことから考えて、ひとり暮らしの見守り支援に対する大きな期待がうかがえます。

そこで、本市でのひとり暮らしの高齢者に対する見守り体制と、その内容について伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 市では、ひとり暮らし高齢者をはじめ、見守りが必要な方々に対して様々な形で見守り活動を行っております。

まず、緊急連絡先やかかりつけ医などを記載した見守り台帳の整備を行っており、令和6年6月現在、3,652名が登録されております。

見守り台帳は、行政区などと情報共有しており、日頃の見守り活動に活用していただいております。

特に民生委員の果たす役割は大きなものがあり、直接訪問したり声かけをするだけでなく、訪問を歓迎しない方に対しても随時注意を払うなど、陰に陽に見守り活動を行っていただいております。

また、地域によっては地区社協や行政区が中心となって地域の見守りに取り組んでいるところもございます。

このほか、市内の銀行や郵便局、新聞販売店、ガス会社など、令和6年8月現在、36事業所と要援護者見守り協定を結んでおり、業務中に要援護者の異変に気がついたときには市へ通報していただけることになっております。

ひとり暮らしの高齢者が生涯にわたり安心して地域で暮らしていくためには、地域による日常の見守りが大切であり、それら見守り活動が円滑に行われるよう支援してまいります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ひとり暮らし高齢者に病気やけが、あるいは火災等の緊急の事態があった場合、自ら家族や親族、友人等に連絡できればよいのですが、そうしたことができなければ、気がつかれないまま放置され、重大事態に陥ることにもなりかねません。このような緊急事態に際しての本市の対応について伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 体調が悪くなった場合の緊急時に備え、市では緊急通報装置の設置を行っております。また、社会福祉協議会では救急ボットの設置を進めています。

緊急通報装置は、ボタンを押すだけで稲敷広域消防本部とつながり、通報者の住所や氏名など

の情報が表示されると同時に、救急車を要請することができるものです。利用者は8月末現在で106名となっており、実際に本装置によって救急車の要請がなされ、無事に救急搬送されたケースも複数ございます。

救急ボトルは、自身の医療情報などを記載したシートを専用のボトルに入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、駆けつけた救急隊員が迅速に対応できるようにするものであり、救急ボトルが冷蔵庫内にあることを示すステッカーもセットとなっています。これまでに延べ3,775名の方に対しボトルの配付を行っております。

加えて、5月に龍ヶ崎保健所及び稲敷広域消防本部が主体となり、救急ボトルのように御自身の緊急時の医療情報の備え方について、管内の各市町村でそれぞれに運用している様式の統一を図り、救急搬送が円滑に行われるようにとの目的で会議が開催されました。

ひとり暮らし高齢者はもとより、緊急時に御自身の医療情報を救急隊員や医師などに適切に伝えられるか不安を持つ全ての方に対し、統一した様式によって備え、伝えることができるようになれば、救急搬送先の決定など、迅速かつ適切に行われることが期待されます。

市といたしましても、緊急時の対応がより円滑に進むよう、関係機関との協力を図ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 続いて、認知症発症等により、あるいは認知症に至らないまでも、判断能力が低下し、金銭管理等がおぼつかなくなってしまうといったことも考えられます。家族等の助けがあればよいのですが、それが期待できない場合、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用が考えられます。それらの具体的内容をお伺いします。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 契約行為等に対し、判断能力が低下したことに対する支援として、日常生活自立支援事業と成年後見制度が挙げられます。

日常生活自立支援事業は、認知症や障害があるために判断能力が不十分であるものの、日常生活自立支援事業の契約内容が理解できる方を対象に市社会福祉協議会が実施しており、郵便物の管理、預貯金通帳や実印の預かり、福祉サービスの利用における契約や解除の手続支援、その利用料や公共料金の支払い支援などを内容としております。利用者数は、8月末現在30名となっております。

成年後見制度は、不動産の処分や管理など、日常生活自立支援事業で行う手続支援の範囲を超えた契約行為や意思決定が必要な場面において、本人の代理として支援を行うものです。あらかじめ本人が選んだ人を後見人とする「任意後見」と、認知症などによる影響が出始めてから家庭裁判所が後見人を選任する「法定後見」があります。

法定後見は、その判断能力に応じて「補助」「保佐」「成年後見」の3類型に分かれて支援する仕組みとなっております。

また、法定後見の場合は、申立て手続が必要になりますが、その手続を行うことができる親族がいない場合には、市区町村長が申立てをすることとなっております。

成年後見制度の利用状況としましては、最高裁判所の資料「成年後見関係事件の概況（令和5年1月から12月）」によりますと、全国で任意後見が2,773人、補助が1万5,863人、保佐が5万2,089人、成年後見が17万8,759人となっており、全体で24万9,484の方が利用されております。

なお、牛久市における市長申立ての件数は、令和2年度が1件、令和3年度が5件、令和4年度が2件、令和5年度が6件となっております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 次に、ひとり暮らし高齢者を狙う詐欺や犯罪、あるいはひとり暮らし高齢者が陥りやすい消費者トラブルが多発しております。ひとり暮らし高齢者に対する防犯支援について伺います。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 市では、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めることにより、安全・安心を実感できる地域社会の実現を図ることを目的とする「茨城県安全なまちづくり県民運動」の一環として、高齢者が住宅侵入窃盗や偽電話詐欺等の被害に遭わないよう、街頭啓発活動を実施しております。

具体的には、牛久警察署と牛久地区防犯協会と共同で戸別訪問パトロールによる鍵かけ等の指導と、補助錠などの防犯グッズ配付や、年金支給日における金融機関ATM前での偽電話詐欺被害防止の呼びかけと啓発品の配付などを実施しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 地震や風水害等、自然災害でのひとり暮らし高齢者に対する防災支援はどのようにでしょうか。伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

災害の際には、様々な広報手段を用いて対象となる住民に対し確実に避難情報を伝え、逃げ遅れが発生しないようにしていくことが大切です。

ひとり暮らし高齢者への支援に特化したものではありませんが、全市民に対して防災に関する様々な情報伝達手段として、防災アプリ「防災うしく」、防災行政無線、LINE等のSNS、市ホームページ、地元消防分団やFMうしくうれしく放送による広報などを駆使し、災害発生時の逃げ遅れなどが発生しないように努めているところです。

また、牛久市では、自力での避難が困難な方を対象とした避難行動要支援者名簿を整備しております。本名簿には、単身世帯もしくは同居家族のみの支援では避難が困難な方で、身体障害者手帳1級から2級を有する方や、介護保険要介護3以上の認定を受けている方などの要件に該当する方を名簿に載せております。

本名簿は、災害時には本人の同意なく、避難支援等関係者となる行政区、自主防災組織、民生委員、ケアマネジャー、警察、消防に提供できることになっております。

それに加えて、今年中に名簿対象者に対して平常時からの名簿提供に関する同意確認を実施します。これにより同意が得られた方については、平常時からの避難支援等関係者に対して名簿の事前提供が可能となり、平時からの見守りや災害発生時の迅速な避難行動につながると考えております。

また、今後は名簿記載者に対して個々の計画となる個別避難計画を順次作成していくことにより、避難行動要支援者が災害発生時に適切な情報伝達等が行えるようにしていく考えです。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、身寄りのないひとり暮らし高齢者が亡くなった場合、その葬儀や納骨、残された財産や遺品の取扱いについて伺います。

自治体の中には、社会福祉協議会が終活、死後事務に特化した事業を行っているとも聞きますが、本市の支援状況を伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 死亡後には、自治体への届出から火葬・埋葬のほか、遺品の整理や財産処分、相続、支払い物の解約や精算、ペットの引継ぎなど、多くの手続が必要となります。

身寄りがいない方が亡くなった場合、市ができることは「墓地、埋葬等に関する法律」第9条に基づいて火葬と埋葬を行うのみとなります。

成年後見人が選任されていた場合は、家庭裁判所の許可を得て成年後見人が火葬または埋葬に関する契約の締結をすることができますが、死後事務については極めて限られた財産管理しかできません。正式に死後事務を任せたい場合には、成年後見とは別に事前に「死後事務委任契約」を締結しておく必要があります。この契約に自身の死後に依頼したい内容を盛り込んでおけば、受任者が対応します。

身寄りのない方が、遺言も死後事務委任契約もないままに亡くなった場合には、特に財産処分や相続に関する事などについての手続は極めて困難になると考えられます。

また、身寄りのないひとり暮らしの高齢者の様々な日常生活上の困り事や死後対応について、国が全国9つの市町でモデル事業を行っております。

市といたしましても、モデル事業の内容に注目し、既存の制度を活用しながら、国における新制度創設の動向を注視してまいります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 引き続きひとり暮らし高齢者の支援に努めていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

学校における働き方改革の成果と課題、その対策についてでございます。既にこれまでも何度か質問させていただきましたが、改めて本市の学校における働き方改革について、成果と課題、その対策について質問させていただきます。

本年5月13日、中央教育審議会初等中等教育分科会、質の高い教師の確保特別部会において、「令和の日本型学校教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策につ

いて」と題した審議の結果がまとめられました。

また、このたび、本審議のまとめを受けて、意見募集を実施し、それらを踏まえて、去る8月27日、中央教育審議会として答申が取りまとめられ、文部科学大臣に提出されたところです。

本審議のまとめにおいては、教師を取り巻く環境整備のために、1、学校における働き方改革のさらなる加速化、2、教師の処遇改善、3、学校の指導・運営体制の充実を一元的・総合的に推進する必要があると述べられております。中でも教師の処遇改善として給特法、すなわち「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に規定されている、残業代の代わりに上乘せ支給されている教職調整額を現行の4%から10%以上に引き上げるとの提言が大きく報道されました。

審議の中で、時間外勤務手当の支給についても検討はされましたが、結局は従来どおり、「教師の職務と勤務対応の特殊性を踏まえると、現在でも教職調整額の仕組みは合理性を有し、時間外勤務手当制度はなじまない」との結論に達したところでございます。

これに対しては、「教職調整額の引上げとはいえ、10%という数字は現実の実態を反映していない」という声や、「教職調整額の制度こそ教師の長時間勤務の温床となっている。制度自体を撤廃すべきだ」といった声も少なくないようです。

さて、今審議のまとめにあるとおり、令和元年の給特法の改正を踏まえ、教師の時間外在校等時間の上限や教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るため講ずべき措置等を定める指針が策定され、教育委員会規則等の整備も行われてきました。その結果、教育委員会や学校による様々な取組の下、時間外在校等時間の減少や有給休暇の取得日数の増加などの働き方改革の成果が見られました。本市においても、その成果についてはこれまでの一般質問等で答弁をいただいたところでございます。

一方で、不登校児童生徒の急増、いじめや暴力行為の発生件数の増加、特別の教育支援を要する児童生徒の急増、虐待児童生徒や日本語指導の必要な外国人児童生徒の増加、子供の貧困やヤングケアラーの課題等々、子供たちが抱える課題が多様化、複雑化、困難化するとともに、保護者や地域からの学校や教師に対する期待がより一層高まっていることなどから、結果として業務が積み上がり、教師を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

また、産前産後休業、育児休業の取得者や病気休職者の増加、近年の特別支援学級の見込み以上の増加等により、臨時講師の需要が増加しているものの、講師名簿登録者の減少等により、その確保が難しい状況となり、いわゆる教師不足の問題が深刻となっております。

さらに、公立学校教員採用選考試験の採用倍率も低下を続け、令和7年度の茨城県採用選考志願者数は、前年度比647名減少し、全校種で前年度を下回り、平均倍率は3.02倍、前年度比0.76ポイント減少という結果となりました。

県では、教師を志望する学生を確保するために、来年度採用選考では一次筆記試験の教職専門を廃止することを決めたところですが、教師の資質に直結する問題もはらんでいることから、今回の決定を危惧する声も聞かれております。

いずれにしましても、教師の働き方改革を見直し、業務の負担軽減、長時間勤務の是正によっ

て、学校を働きやすい、働きがいのある魅力的な職場に変えていくことが急務になっております。そうでなければ、ますます教師離れ、教師不足を加速させ、質の高い教師を確保することなどできなくなり、ひいては全ての子供たちへのよりよい教育の実現という学校の働き方改革の最終的な目的を果たしていくことができなくなってしまいます。

では、そうした教師を取り巻く環境整備として、学校における働き方改革のさらなる加速化をどう推進していくか。平成31年1月25日、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」及び先日した令和元年改正給特法を踏まえて、改めてこれまでの本市の学校における働き方改革の成果を振り返り、その上で、そこに残った課題や改めて見えてきた課題を明らかにし、その対策を検討、実行することによって、さらなる加速化を推進していくことが重要であると考えます。

では、以下、順次質問してまいります。

なお、成果については、なるべく具体的事例を挙げて御説明ください。

初めに、臨時的な特別な事情がある場合の上限はあるものの、教師の時間外在校等時間の上限の原則は1か月で45時間以内、1年間で360時間以内となっております。

本市の時間外在校等時間について伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 お答えいたします。

牛久市の学校における働き方改革につきましては、平成31年1月25日の中央教育審議会の答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を踏まえ、令和3年3月に策定した「牛久市教職員の働き方改革推進指針」に基づいて進めてきており、一定の成果が出たものと考えております。

まず、教育委員会といたしましては、教師以外の担い手の確保、他の主体への対応の要請、ICT活用推進のための整備、学校のフォローアップ等をしております。

これからお答えする内容に関しましては、学校が校長の権限と責任の下で実施されている一例でございます。

まず、時間外在校等時間の状況についてでございますが、令和3年度の月平均は46時間30分、令和4年度の月平均は38時間13分、令和5年度は39時間09分となりました。

45時間超80時間以下の勤務者の割合は、令和3年度が39.7%、令和4年度が36.3%、令和5年度が36.2%でした。

80時間を超える勤務者の割合は、令和3年度が12.6%、令和4年度と令和5年度が1.9%でした。

令和3年度と比べて、令和4年度は時間外在校等時間が減少しているものの、令和5年度はほぼ横ばいという結果となりました。これは県全体の傾向と同じでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、次に教師の有給休暇の取得日数について伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 令和5年度の教職員の有給休暇である年次休暇の取得日数でございますが、平均では小学校で13.4日、中学校で13.0日、義務教育学校で12.5日となっております。

また、特別休暇の一つとして、夏季特別休暇5日を取得しております。こちらは夏季休業日の学校閉庁日等に合わせて取得をしております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 再質問ですが、年間20日の有給休暇、未消化分は来年度に持ち越されるということで、今御答弁あった日数が過去と比べて増えてきているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

あわせて、一日も有給休暇を取得していない方もいるのかどうか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 ちょっと手元に資料がなくて、正確なお答えはできないんですけども、傾向としては増えているということでございます。

また、取得していない教職員はいないということでございました。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、続いて教師の健康及び福祉の確保に向けた取組について伺います。

令和4年度に精神疾患により病気休職が発令された教育職員は全国で6,539人と、2年連続で過去最多の結果となりました。

そこで、まず直近の本市の精神疾患による病気休職者数を伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 インフルエンザなどの短期療養休暇取得者を除きまして、現時点では2名おります。内訳といたしましては、1か月以上3か月以内の療養休暇、療休取得者が2名おり、療休から継続して休職となっております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 再度質問ですが、その2名の療養休暇を取得されている方の理由をもしお答えできれば、よろしく申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 2名とも精神疾患ということでございます。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 教職員数50人未満の学校には、法的義務は適用されないものの、教育委員会は産業医の選任や衛生委員会の設置、ストレスチェックの実施等、教師のメンタルヘルスを良好なものとするために、労働安全衛生法等の関係法令が求める体制を確保することが求められております。

本市の労働安全衛生管理体制についてお伺いします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 労働安全衛生に関する教育や研修の機会が増えたことで、自身の健康や安全を守るための意識が高まったことも、時間外在校等時間が減少している要因の一つだと考えております。

教職員のメンタルヘルスの重要性が認識され、メンタルヘルス研修やカウンセリングサービスの提供が強化されています。また、ストレスチェックの実施も進められております。

ストレスチェックは、育児休業、療養休暇等で休んでいる職員を除く全ての教職員が受けており、学校ごとの集団分析データも各校へ提供して、各校において適切に対応してございます。

ストレスチェックにより医療機関での受診を勧められる結果が出た場合には、速やかに受診していただけるよう働きかけてまいります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 労働基準法に基づき、教師が正規の勤務時間の途中に定められた休憩時間を適切に確保できるようにすることが必要です。本市の取組について伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 教職員の休憩時間は45分間となっております。その休憩時間の確保につきましては、課題として認識をしてございます。文部科学省の発出した教職員の実態調査でも確認されておりますが、牛久市も同様でございます。

以前、学校によっては休み時間の見守りを学校運営協議会の方が行っていた例もありますが、現在ではございません。

1学年の学級が複数ある学校であれば、担任が連携して輪番で見守りを行うことも可能であると考えます。また、給食指導の時間に担任外の先生や栄養教諭や栄養士等がサポートに入り、負担を軽減することが可能な場合もあると考えます。

今後、休憩時間の確保につきまして、好事例を参考にしながら検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、学校教師が担う業務の適正化の推進のために、学校教師が担う業務の3分類について伺います。全部で14の取組がありますが、一つ一つ御説明ください。

初めに、基本的には学校以外が担うべき業務として、「登下校に関する対応」と「放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応」、そして「学校徴収金の徴収・管理」、さらに「地域ボランティアとの連絡調整」の4つの取組について、それぞれ伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 「登下校に関する対応」につきましては、ほとんどの学校において地域の方々に見守り活動の協力を得ることができ、先生方の負担は大幅に軽減されました。しかし、地域によっては協力者の高齢化が進んでいるところも見られます。

学校運営協議会において、見守りについて御協議いただきながら、見守り活動者や活動団体との連携・協働と、地域の方々や保護者等への協力に対する理解促進に努めてまいりたいと思いま

す。

次に、「放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応」についてでございますが、保護者の責任が第一であることを周知するとともに、警察や福祉事務所との連携によるセーフティーネットとしての行政の関わり方を考えてまいります。

「学校徴収金の徴収・管理」につきましては、多くの学校においてインターネットバンキングに対応しており、部活動における登録費や募金のための集金を除けば、校内で現金を扱うことはなくなりました。

最後に「地域ボランティアとの連絡調整」に関しましては、学校運営協議会や地域コーディネーターとの連携が進み、学校が求める人材を学校運営協議会の委員や地域コーディネーターが探して手配してくれるという事例が増えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 次に、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務について、「調査・統計等への回答等」「児童生徒の休み時間における対応」「校内清掃」「部活動」の4つの取組について、それぞれ伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 「調査・統計等への回答」に関しましては、副担任や事務職員が代わりに回答するなど、担任等の負担を軽減しております。

また、教育委員会で回答できるものは教育委員会で回答するようしており、学校へ依頼する際も、不要な文書は送らないようにしたり、調査の概要を伝えたりするなど、学校の負担を軽減しております。

「児童生徒の休み時間における対応」に関しましては、全ての教職員が関わるのではなく、学校全体で当番制にすることで、教職員の負担軽減を図っています。

次に「校内清掃」に関しては、児童生徒が行っているため、安全面を考え、教職員が見守っていますが、毎日行っていた清掃の回数を減らすことで、教職員の負担軽減にもつながっています。

中学校の部活動指導に関しては、令和3年度から部活動指導員を配置することで、顧問の負担軽減に努めています。令和3年度は2人、4年度は5人、5年度は7人、6年度は8人の部活動指導員を配置するなど、年々拡充し、今現在、全ての中学校等に1人以上の部活動指導員を配置しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 部活動の地域移行についても、簡単に御説明いただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 部活動の地域移行につきましても、現在スポーツ推進課のほうで進めております県の補助事業について2年目を迎えておりまして、3種目プラス、今年からバドミントンといった競技も含めた4種目を試験的に導入しておりますので、令和8年の本格導入に向けて準

備を進めているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、3つ目に、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務について、「給食時の対応」「授業準備」「学習評価や成績処理」「学校行事の準備・運営」「進路指導」「支援が必要な児童生徒家庭への対応」の6つの取組について、それぞれ伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 本市の教師の業務だが、負担軽減が可能な業務として挙げられている業務についてお答えいたします。

基本的には、さきに申し上げたとおり、答申を受けております。

給食時につきましては、食物アレルギーへの対応等の安全管理の一部を、各学校に配置している栄養教諭・栄養士と担任が連携をして行っております。しかし、食物アレルギーを有している児童生徒は多く、指導の補助を担う者を配置するなど、教師一人一人の負担を軽減する方法を検討してまいります。

「授業準備」については、市内全小・義務教育学校に理科支援員を配置しております。理科の授業における実験・観察は理解のために重要でございますが、準備、片づけ等に多くの時間を費やします。専門的知識を有している理科支援員を配置することで、実験・観察の準備や片づけ等の支援、実験・観察の補助を行っていただいております。

「学校行事」においては、各学校、教育効果を考慮し、学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化に当たっております。例えば運動会、体育祭も、体育の授業時間内で準備できる内容に見直し、半日開催で実施しております。

また、かっぱ祭りの踊りパレードは、学校の状況や実態に応じて地元行政区から参加している学校もでございます。

「学校評価や成績処理」「進路指導」においては、各担任と連携の上、宿題等の提出状況の確認、簡単なドリルの丸つけなどの補助業務を行っております。

また、校務支援システムの導入により、通知表、調査書、指導要録等、成績処理作業を効率的に行うことができるようになりました。

令和4年度より、通知表の所見については、夏季休業中に行われる保護者面談において児童生徒の様子等を直接お伝えすることで、年度末の1回にしました。

「支援が必要な児童生徒家庭への対応」については、今年度5月より常勤の臨床心理士を1名増員し、チーム学校として対応しております。

また、保護者の相談等については、教育委員会で引き受けられるよう、令和6年9月2日より教育関連相談受付電話「かっぱコール」を開設しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 次に、学習指導や生徒指導、学校運営等に関する学校の全体計画や個別の児童生徒に対する計画の作成業務について伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 学校で作成必須とされているものには、例えば学習指導要領に基づく各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の各指導計画・全体計画、学校保健安全法に基づく学校保健計画、学校安全計画・危機等発生時対処要領、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止基本方針など、多種多様なものがございます。また、通知や答申、報告書等において、任意ではありますが、作成したほうがよいとされているものもあります。

これらの指導計画・全体計画の作成は、諸表簿点検の際、既存の各種計画の見直しで対応するように指導しているところでございます。例えば危機等発生時対処要領、いわゆる危機管理マニュアルにつきましては、学校事故や疫病等の流行、自然災害等への対応などの新しい課題について、毎年各学校で見直し、追加記載をする対応をお願いしているところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 教育課程の編成・実施について、特に消費者教育、法教育、環境教育、食育、防災教育等の現代的な諸課題に関する様々な教育への対応、学校外学習の位置づけについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 教育課程の編成・実施に当たっても、働き方改革に配慮することが求められております。

消費者教育、法教育、環境教育、食育、防災教育などの現代的な諸課題に関する様々な教育に関しては、既に学習指導要領の各教科などに位置づけられており、指導事項として既に各学校で指導がなされております。

学校外学習の位置づけについては、総合的な学習の時間において、夏季休業期間に実施した家庭や地域で調査を授業時数とした学校がございます。

このように、家庭・地域等と連携した学校外学習の位置づけをして、教育課程の編成をしております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 次は、学校における働き方改革に資するICT環境の整備、GIGAスクール構想の下での校務DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 働き方改革に資するICT環境整備の事例としましては、校務支援システムが挙げられます。令和4年度から本稼働しており、システム導入の効果としましては、児童生徒の成績、出欠情報の一元管理、教職員の日常の業務の効率化、教育委員会とのスムーズな情報共有などが挙げられます。効率的な事務処理により、教職員の負担軽減となることで、長時間労働の改善や教職員の生活の質の向上につながり、教材研究の時間や児童生徒との時間が多く持てることで、効果的な教育活動が可能となり、教職員の働き方改革に資するものと考えております。

校務DXの推進につきましては、従前のシステムではGIGAスクール時代の校務DXに適合しなくなっており、新たな環境を整備しなければならないことが課題であります。

加えて、推進のための人材配置やコスト面が十分ではないため、今後実施していく上で関係各所と検討してまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 学校における働き方改革の取組に、高いマネジメント能力とリーダーシップが求められる校長等の管理職に対する教育委員会としての具体的なサポート体制について伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 働き方改革の実効性を向上させるには、校長のリーダーシップと管理職のマネジメント能力が必要です。

学校の管理職は、県主催の管理職研修を通して、また、県の働き方改革アクション会議に参加して、マネジメント能力の向上に努めています。

教育委員会でも、各校の教員の時間外在校等時間を把握して、時間外在校時間縮減のために、校務分掌における業務の割り振りの見直しや、業務の平準化に向けての助言を行い、学校運営をサポートしております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 最後の質問になります。

学校における働き方改革の実効性が向上するために、必要不可欠な保護者、地域住民、市長部局との理解・協力・連携体制について伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 学校における働き方改革は、学校の中だけでできるものではなく、保護者や地域住民の理解と協力が不可欠です。

牛久市では、これまで学校運営協議会を基盤として、学校の教育目標を地域と共有し、理解と協力を得ながら、学校運営を行える体制を構築してまいりました。

市長部局との協力では、令和3年度及び4年度に「広報うしく」へ働き方改革の特集記事を掲載し、教職員がゆとりを持って教育活動に取り組めるようになることが、教育の質を向上させ、結果的に児童生徒の深い学びにつながることを市民に周知しました。今後も引き続き働き方改革の必要性をお知らせしてまいります。

また、夏休みの課題などで市役所の各課からポスターや作文等の依頼がある場合には、学校には取りまとめをお願いしているだけで、市役所側で学校に取りに行くような体制を整えています。

さらに、学校だけでは解決が困難な問題について、必要に応じて市長部局や専門機関と速やかな連携を図ってまいります。

先ほど申し上げましたが、相談電話として今月開設した教育関連相談受付電話「かっぱコール」も、働き方改革の一助になればと考えております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 まだまだ様々な課題が残っておりますし、また、新たに見えてきた課題もあると思います。しっかり御検討していただいて、実効性のある学校の働き方改革に取り組んでいただきますようお願いして、私の一般質問を終わりにいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で1番鈴木勝利議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時25分といたします。

午後2時15分休憩

午後2時24分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番塚原議員から一般質問に関する資料配付依頼の申出がありましたので、これを許可し、Side Booksに登載いたしました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番塚原正彦議員。

〔7番塚原正彦議員登壇〕

○7番 塚原正彦 議員 うしく未来プロジェクトの塚原でございます。

本日は、通告書に従いまして、「牛久フードテックコミュニティ構想について一食と農と薬と環境を融合した新しい地域産業をつくる」という一般質問をさせていただきます。

まず、Side Booksに掲載しました参考資料のほうを見ながら話を進めていきますので、御参照ください。

まず1、食の枯渇と地球の危機というお話をしたいと思います。

今、世界の人口は、2050年に90億人に増大し、現在の1.7倍の穀物生産が必要になります。今の農のスタイルでそれを展開していくためには、大量の肥料と地下水が必要になります。

地球は水の惑星と言われていますが、98%が海水で、淡水は2%です。淡水の大部分は北極や南極の氷山なので、私たちが利用できる水は地球全体の0.01%にしかすぎません。その少ない水を大量に消費するのが実は農業の分野です。1キログラムの小麦を生産するためには、1トン以上の水が必要になります。今後、食料を増産していくためには、乾燥地帯でかんがいしなければいけません。そうすると、地下水が干上がり、砂漠化がますます進行します。

およそ4000年前、四大文明の一つ、メソポタミアは、大河が運ぶ豊かな土で栄えていました。人口増に伴い、森林を伐採したため、土地の保水力が失われ、地中の塩分濃度が高まり、塩害が起き、文明は滅亡してしまいました。

自然界が1センチの土を作るためには、日本列島では100年、アフリカ大陸に至っては1,000年かかります。

私たちは、汚染されてしまった土を蘇らせる技術は持ち合わせていません。

今のスタイルで農地を拡大し続けていくと、地球の食料生産力は失われ、生態系に大きな変更を与えてしまいます。

続きまして、2枚目です。

人の「食べる」が引き起こす地球温暖化。

地球の温室効果ガスの3分の1は、実は農と食の分野から排出されています。家畜から排出される温室効果ガスは、世界の温室効果ガスの約14%を占め、それは全ての乗り物から排出される温室効果ガスの総量に匹敵します。

現代の食のシステムのゆがみを象徴する一つの事例が、仮想水総輸入量です。

左のグラフを御覧ください。

水資源に恵まれている我が日本が、世界最高レベルの水の輸入大国になっています。日本の畜産業は、トウモロコシ、小麦、大豆を輸入して、牛を育てます。消費者が食べる牛肉の59%は輸入です。つまり、外国の水で育てられたものを私たちは食べている。飲み水に恵まれた日本人が、水に悩む外国の水で育てられた穀物、肉を食べ、地球に負荷をかけているんです。

こんな食と経済のゆがみに歯止めをかけないと、2050年までに平均気温は1.5度上昇し、地球の生産力はそこで限界に達してしまいます。

この危機を回避するためには、今の成功体験を捨て、自然の力を生かし、地球と共生する科学と技術を創造し、社会の仕組みを変えるプロジェクトを始めなければいけません。

3枚目に行きたいと思います。

そのプロジェクトが、「フードテック」と言われるキーワードになってきます。

フードテックとは、暮らしの起点である食をテーマに、この危機を克服して、新しい食の未来プロジェクトをしようという動きになります。

「フードテック」というのを検索エンジンで検索すると、大豆、グルテンミートなどの人工食、植物工場、細胞培養、昆虫食、スマート農業などが検索されてきます。しかし、それを集約すると、次の3つにまとめることができます。

左側に図表化をしておきましたので、これを参照しながら、お話をしたいと思います。

1番目は、新しい食べ物を創り出す技術開発です。少ない土地、水や資源で食の生産量を流通を可能にする技術として、今最も注目されているのが培養肉や植物性の代替たんぱく質、ゲノム編集などです。培養肉や植物性代替たんぱく質で栄養を摂取すると、畜産を過密な環境で大量に行う必要はなくなります。今、スーパー等でもこの培養肉や代替肉は販売されていますので、一度御覧いただければと思います。

2番目は、賢く無駄なく作り、届けるスマート農業です。

ロボットやデータ化を行うことによって、農業生産や食品生産の自動化・効率化をすることで、水の利用、農薬散布、肥料の量を調整することができます。スマート化農業を抑制していくことで、家畜のストレスを軽減したり、生産性を向上させます。需要の予測は、在庫や廃棄ロスを低減します。

3番目が、健康に食べる暮らしの形です。

私たちの体の情報、私たちの嗜好を分析し、スマホに入れて、それをシェアするレシピを産出し、それに応じて必要な食をネットで注文し、調理すると。一連の取組が実現できれば、我々の

食品ロスは大幅減らされていくと。

以上のような取組を、世界の企業、様々な農の分野を超え、食の分野を超え、医や薬や、総合的にいろんな世界中の企業がそれに今チャレンジをしているというような現状があります。

ここまで、我々今人類が直面している食の問題のお話をしてきました。

さあ、ここから先、最大のテーマの食とか環境問題に我が牛久市がどう立ち向かうべきか、それが以下の質問になってきます。

4枚目を御覧ください。

私は、牛久はこのプロジェクトのトップリーダーに手を挙げるができる素材がそろっていると思います。牛久で生まれたうな井は、日本を代表する健康食です。あんパン、牛久ブドウ酒は文明開化の代表的な食で、日本人の長寿と健康に貢献しました。「国産ブドウで醸造する和文の結晶」で日本遺産の認定を受けた牛久の大地は、実はフードテックの先進都市の歴史が刻み込まれています。

それに加え、日本の伝統的な生薬の研究開発と製造を担う研究機関が我が牛久にはあります。漢方ミュージアム、薬草園が近隣にあります。つくば牛久インターチェンジの周辺には、農研機構、理科学研究所、国際協力事業団など、日本の代表的な研究機関が集積しています。

それに加え、牛久市は平成25年度よりバイオマス産業都市の認定を受け、環境に優しいまちづくりを展開し、廃油の回収、バイオディーゼル燃料の利活用で、十分な経験を持っています。

このような食と環境の地域資源を持つ牛久市が核になり、フードテックに関わる研究成果を生活者と結ぶ学びと交流プログラムを展開することができれば、若い研究者や起業家が参画する産業創造プログラムが期待できるはずです。左の表がそれを書いたものなので、後で御覧ください。

さあ、次にそういう「フードテックコミュニティ」で実際にどのようなプロジェクトが期待できるか、それが5枚目になります。ここから先は、本当に具体的なお話を示してみたいと思います。

まず、植物工場ミュージアムというのが展開できると思います。人工光型植物工場という分野がありますが、この分野では日本は世界のトップリーダーです。投入材料を無駄にしない、気候に左右されない、地球環境にダメージを与えない、質の高い機能・成分の取れた野菜を収穫できます。レタスなどの葉物やキノコなどを中心に、この分野の市場が拡大しています。つまり、室内で野菜を作ってしまうというのが植物工場ですね。その植物工場で栽培された野菜は、洗浄しないで食べられ、サプリ効果があり、機能性野菜という分野が確立し、今、新しい価値を見いだしています。スーパーなどでも近年たくさん売られていると思います。

この人工光型植物工場は、商業施設における展開が注目され始めています。植物工場の生産プロセスを鑑賞しながら、機能性野菜を消費者が摘み取って、そのまま家に持ち帰る。最高の状態でそこで食べるサービスを組み入れたミュージアム体験や新しい健康食の提供ができれば、初期コスト、ランニングコストを補い、さらなる需要が生み出されるはずです。

牛久駅に直結して、広大な空き床スペースを持つエスカートの3階と4階は、人工植物工場を展開できる要件を十分満たしています。このような取組をしていくと、まさしく新しい農の分野

が展開できる可能性があるのではないかとというのが一つです。

次の2番目のプログラムが医食同源ガーデン、これは牛久シャトーの一部を例えば食文化ミュージアムにしてみましようという事例であります。

文明開化を象徴するワイン、あんパンは、当時の国民病であった脚気、江戸患いの撲滅と食生活の改善に貢献しました。

日本遺産、牛久シャトーを物語化し、文明開化のイノベーションを未来に継承する食文化ミュージアムに位置づけて編集してみましよう。牛久シャトーの博物館機能を強化し、内外の研究者、起業家が結集し、ここで医食同源の学びのプログラムを展開する場にしてしまいます。そういうことで、地球と体に優しい生活を学ぶことができるコンテンツが提供できるプログラムがつくれます。プラットフォームに参画する研究者の知恵を持ち寄り、園内にあるブドウ園に加え、心地よく散歩しながら、医食同源の暮らしのスタイルに気づくことができる学びが提供できる可能性があります。例えば食べられる植物園、薬草園を整備してはいかがでしょうか。遊びながら森や土の力に気づくことができる体験プログラム、植物園で収穫した草花や木の実を加工し、暮らしを磨き上げるクラフト体験、園内で収穫された素材を使った体に優しいオリジナルメニューを提供するレストラン事業などが想定できます。そのような未来志向の学びと遊びを加えることで、日本遺産は輝きを増し、「牛久フードテックコミュニティ」への市民の参加を促す動機づけができ、その結果、集客機能ももたらすはずで。

では、3番目の事例を紹介したいと思います。

次はバイオエネルギーです。

アブラナ科のカメリナという植物があります。マイナス14度以上で発芽し、コンバインで収穫でき、害虫に攻撃されていないため、農薬、除草剤を使わないで栽培できます。土壌に新しい生物多様性をもたらすと言われていています。耕作放棄地での栽培や米の裏作として、今注目されている植物です。全国各地で実験的に栽培するプログラムが行われています。

このカメリナから取れるオイルは、ビタミンEが豊かで、現代人に不足しているオメガ3がバランスよく含まれ、加熱しても栄養が壊れません。そこで、健康と美容への活用に向けた商品化が進められています。

それと同時に、カメリナはバイオ燃料として注目されています。現在、日本を代表する航空会社のジェット機は、カメリナが84%、ジャトロファが15%、藻が1%で生成した3種のバイオエネルギーを従来のジェット燃料と混合して使っています。

小さなビジネスに右往左往している今、株式会社うしくグリーンファームを未来志向でフードテックとして期待されるこのカメリナの栽培と自然と体に優しい次世代エネルギーの産業の開発に挑戦する新規事業を導入することで、新しい可能性も見えてくると思われます。

さあ、次は6枚目に行きますが、以上のようなプロジェクトを展開していく、そのためにはどのような仕組みづくりをすればいいかが次の6番目になります。

このようにフードテックを提起し、それを展開していくためには、近隣企業、研究機関、起業家、投資家が参画するプラットフォームを形成し、それを動かす仕組みが必要です。牛久市とそ

の近隣には食と農、医薬に関わる国の研究機関、民間企業、研究所、ミュージアムが集積し、フードテックで活躍できる人材がたくさんいます。残念ながら、それぞれの機関が交流する場はまだ設けられていません。だからチャンスがあるんです。ここで牛久市が核になり、フードテックに関わる研究成果と生活者を結ぶ学びと交流プログラム、例えば企業や研究者が緩やかにつながることができるカフェ形式の交流会でアイデアを出し合うコンベンションを計画してはいかがでしょうか。

文化庁は、世代を超えて継承すべき食文化を支援する「100年フード」、食文化への学びや体験を提供する食文化ミュージアム事業を展開しています。実は、牛久ワインは100年フードの認定を受けています。牛久シャトーの博物館・ミュージアム機能を強化することで、企業、研究所に加え、食の主役である消費者が参画し、実証実験を展開するプラットフォームを構築することが望ましいと思われまます。

次に行きたいと思います。

集う交流プログラムが完成したら、次のステップは着想した案を事業化し、演習し、これまで出会うことがなかった人々と交流したり、多様な視点から研修することで、事業化、自走化させる必要があります。その自走化を担うのがプロジェクトマネジャーです。

具体例で考えてみましょう。牛久シャトーに新たに医食同源ガーデンを展開し、未来の100年フードプロジェクトを立ち上げるという具体的な課題を例えば設定したとします。そこで、企業、研究者、起業家、投資家が集うワークショップを展開します。そこで知識やアイデアが出され、食べられる植物園、薬草園、森や土の力に気づくことができると先ほど私が提案したいろんなプロジェクトが皆様から提案されると思います。

その次の段階でこのアイデアを結びつける、そのための人材がプロジェクトマネジャーです。このようにプロジェクトマネジャーを配置することによって、プログラムが転がっていくという流れができるはずです。

最後に、「フードテックコミュニティ」がどんなプレーヤーを養成するかというのを次に指摘したいと思います。

茨城県は、令和元年から高校生を対象に「IBARAKI ドリーム・パス」を実施しています。このプログラムは、高校生に地域の課題解決や自分の夢実現に向けた企画立案、実践活動を通し、高い創造意欲を持ち、リスクに対して挑戦できる起業家を育成することを目的にしています。県内の高校生がチームを結成し、まちづくり、教育、観光、環境、農業、健康、福祉などに関わるプロジェクトを提案し、プレゼンするプログラムです。

牛久市には、規模の大きい高等学校が複数あります。例えばここに構築したプラットフォームが市内の高校と連携したり、総合的な学習時間とし、模擬授業を実施したり、起業家養成塾を開講したりして、研究者、企業とつながる演習プログラムを展開することで、「IBARAKI ドリーム・パス」への高校生の参加を促すことができます。

このようなソフトプログラムを展開していくことによって、未来を担う若者に夢を育む学びのプログラムの提供ができ、牛久は未来へ投資になり、その高校生の中から新しいプレーヤーが恐

らく誕生するでしょう。

夢のような話を今ざっと描いてみましたが、このような「フードテックコミュニティ」を起こすことによって、新しいコンセプトで企業誘致を推進し、人々の生活力を高める学びを促す取組ができるはずです。このプログラムを動かすことで、稼げるまち、選ばれるまちの実現を可能にするはずです。

本日御提案した中身は、産業、環境政策、保健福祉、教育、人材育成など、これまでの縦割りで展開してきた領域を超える課題が網羅されていますが、今回は具体的なイメージも含めて青写真を提示してみました。

以上、新規プロジェクトとそれを支えるための簡単な仕組みづくりを提案しましたが、その実行について考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

今回御提案いただきましたフードテックにつきましては、世界の食料問題から個人宅の食品廃棄まで、食に関する社会問題の解決が期待されることから、外食産業、農業、食品開発、流通など、食に関する様々な分野での導入・活用が進められ、国においては、農林水産省や経済産業省が推進するとともに、今後、市場規模の拡大が見込まれる飲食料分野において、企業からの注目度も高まっているものと認識をしております。

一方、これまで牛久市では食品ロスなど個々の課題についての取組は行っているものの、「フードテック」や「フードテックコミュニティ」の創設についての検討は行っておりません。

今回御提案いただきました「フードテック」「フードテックコミュニティ」につきましては、現在注目され、今後ますますの発展が期待される成長分野の一つであり、フードテックの推進により、農業等の生産者・労働力不足問題やフードロスの問題解決、さらには関係企業の進出等にもつながる可能性が高いことから、今後は市として関係各課と連携しながら調査を進めてまいりたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 塚原正彦議員。

○7番 塚原正彦 議員 ぜひ今後、牛久は「フードテックコミュニティ」になり得る資源を持っていますので、迅速に研究を高めていただいて、事業化に進んでいただければと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で7番塚原正彦議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時といたします。

午後2時47分休憩

午後2時59分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番山本伸子議員。

〔13番山本伸子議員登壇〕

○13番 山本伸子 議員 改めまして、皆様こんにちは。

本日最後の登壇となりました山本伸子でございます。

今回、私は大きく3点質問してまいります。

まず1点目は、誰にでも身近な公園について質問いたします。

2017年に都市公園法の改正が行われ、社会情勢の変化に対応するため、公園緑地行政は新たなステージへ移行すべきということが示されました。これまでは経済成長、人口増加を背景として、公園緑地の量の整備をしてきたけれども、全国的に一定程度整備がされた。これからの新たなステージでは、今ある公園緑地の機能を最大限に引き出すことを重視すべきであるとしています。

一方で、公園は誰でも自由に使える空間であるとする基本的な認識とは逆に、公園での利用の制限や禁止事項が昨今は増えてきています。

これらを受けて、市の公園行政はどのような状況であるのかを伺ってまいります。

まず、(1)番目です。

市内には、都市公園と一般公園、合わせて146か所、公園があると認識しています。市のホームページに掲載されている公園の面積を見ますと、都市公園では大きなものはひたち野みずべ公園の6万平米、小さなものはつつじが丘第1街区公園の1,500平米となっており、一般公園で大きなものは上池親水公園の2万平米、小さなものは東猫穴公園の92平米でした。一口に公園といっても、このように大小があり、整備された目的も様々だと思えます。

そこで、まず都市公園と一般公園の区分はどのようにになっているのか、そして、それらの公園で禁止されていることには何があり、それはどのような根拠に基づき決まっているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

市内には、運動公園を含め、都市公園が24か所、一般公園が122か所、合計、議員もおっしゃっておられました146か所の公園がございます。

都市公園とは、国や地方公共団体が設置した公園または緑地で、都市公園法に基づくもので、一般公園は都市公園以外の公園または緑地で、都市公園法に基づいていない公園となります。

いずれにいたしましても、牛久市公園条例に基づき管理をしており、利用していただく上では都市公園と一般公園に大きな違いはございません。

公園での禁止行為につきましては、法令及び条例に規定されている主な内容といたしまして、「公園を損傷し、または汚損すること」「竹木を伐採し、または植物を採取すること」「貼り紙もしくは貼り札をし、または広告を表示すること」「指定した場所以外の場所でたき火をすること」「指定した場所以外の場所に車両を乗り入れ、またはとめ置くこと」などが挙げられます。

なお、法令及び条例にのっとりた公園を使用する際の具体的な注意点を市ホームページに掲載

しており、これらの根拠法令といたしまして、都市公園法第11条、都市公園法施行令第18条、牛久市公園条例第25条及び第26条に行為と利用の禁止について定められておりますので、それらに基づき判断をさせていただいております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 条例で定められていて、具体的なものは市のホームページで注意点として記載されているということでした。私もホームページで見ましたら、11に及ぶ注意点が記載されておりました。

しかし、注意点として記載がないにもかかわらず、ボール遊びが禁止となっている公園があるようです。実際に私も子供たちから「公園はボール遊びができないから、公園では遊ばない」という声を聞き、調べましたところ、近所の公園に設置された看板に「ボール投げなどはやめましょう」という表示がありました。また、ある公園には「この公園は小さな公園のため、ゲーム的なサッカーや野球競技はできません。ただし、公園利用者や近隣の家迷惑をかけるボール遊び程度は使用してもよい」とありました。子供が理解するには少々難しい表現かなと感じました。

近所の方からは、「この公園は、以前は小中学生がよく遊んでいたけれども、この看板が立つてからは少なくなった」と伺いました。

こうした条例にはないけれどもボール遊びが禁止となっている公園はどの程度あって、また、禁止となったのはいつ頃から、どのような理由によるものなのでしょうか。伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 市では、法令及び条例に基づき公園の管理を行っており、御質問のボール遊びにつきましては、基本的にボール遊びについて禁止することはしない方針でございます。

しかしながら、今議員のお話のあったとおり、ボール遊びにも様々ございますので、硬球の硬いようなボールだとか、本当の子供が使うゴムみたいなボールだとか、様々なものがあると思います。

しかしながら、公園の規模や立地といった状況、公園利用者のモラル、利用者相互の配慮や譲り合い、利用方法等により、ボール遊びを御遠慮いただく場合や注意看板を設置する場合がございます。

御質問の公園看板を確認いたしましたところ、およそ25年前に設置された看板に「ボール投げはやめましょう」という表示の看板がございました。これらの公園に設置された看板の経緯につきまして、推測となってしまいますが、当該公園の形状が細長く、高低差もあって、片側に水路もあることから、ボール遊びには適さないと、当時そのような判断をして、「ボール投げはやめましょう」という表記になったものと考えております。

また、この看板につきましては、何分にも老朽化が進んでいることに加え、先ほど言いましたとおり基本的に現在はボール遊びを禁止する方針ではないことから、今後撤去する方向で考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 一部ボール遊びを遠慮していただくところもあるけれども、基本的にはボール遊びは禁止にしないという御答弁で、安堵いたしました。

ただ、遊具のある場所とボール遊びができるような広場が分かれて整備されている公園ならば、子供たちも伸び伸びとボール遊びができるのでしょうか、調べましたところ、市の一般公園122か所のうち、面積が1,000平米以下の公園が84か所、約7割は規模の小さな公園でした。先ほど述べたゲーム的なサッカーや野球はできない公園も面積は660平米と、小さな公園の一つでした。こうした比較的規模の小さな公園が多い現状で、ボール遊びができるように市として対応していることがあればお示してください。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、市内には小さい公園が多数存在しております。公園にも様々なものがあるんですが、一例を申し上げますと、ボール遊びに夢中になって、子供が公園の敷地外に飛び出さないように、地域からの要望もございまして、公園の出入口に「飛び出し注意」とか「飛び出さないように」というふうな看板を設置して、注意喚起をしているところがございます。また、ボールが公園の敷地の外に飛び出さないように、それでトラブルに発展することがないように、既存の公園フェンスに防球ネットなどを追加して対応している公園もございます。高さをかさ増ししてですね。

なお、現在では、民間事業者に、宅地開発を伴う公園整備の際には、状況に応じて、住宅地中の公園などは特に高さを高くしていただけないかというふうな話で対応しているというような状況でございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 では、3番です。地域住民や子供の意見を反映する取組について伺います。

市では、平成29年度に子供や高齢者に優しいまちづくりとして、市内19の公園の調査を行っております。少子高齢化が進み、新市街地と既存の住宅地の年齢構成の違いなど、地区ごとに違った課題も出てきており、子供や高齢者に優しいまちづくりとしての公園整備について調査したものです。

牛久市には、大規模な区画整理など、都市計画の中で位置づけてきた大規模な公園がある一方、民間の開発行為によって設置され、市が管理を引き継いだところも多いこと、中には、市民の利用がほとんどないのに、樹木の剪定や草刈り管理などを実施しなければならず、多額の管理コストを要している公園もあること、さらに、公園の遊具について、地域によっては子供がいなくなったため、遊具が全く使われず、施設や整備方法が地域の特性やニーズに合っていない公園も多数出てきていること、そのように当時分析されています。

私も幾つかの公園を見てきましたが、高齢化が進んだ団地の小さな公園は、地域の人にも使わ

れていない印象を受けました。そうした公園に、いわゆる三種の神器と言われるようなブランコ、滑り台、砂場などがあっても、利用されているのだろうか。むしろ高齢者の居場所となるような活用も含め、地域に必要とされる公園という視点で整備をしていくことが求められるのではと感じました。

老朽化した遊具を新しくするだけではなく、公園ごとにその地域の住民が求めているものは何なのか、その声を拾い上げる仕組みについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

市内にある公園の多くは、民間事業者による大小様々な開発行為によって造成され、多くの公園が設置から30年以上経過しており、おのおの公園の周辺環境も変化しているものと認識しております。

公園の整備につきましては、毎年実施している遊具の法定点検の結果に基づき、順次老朽化した遊具の撤去を行うとともに、子供たちが利用する機会の多い公園遊具を優先的に設置するよう、また、タウンミーティングや行政区等の御意見を反映しながら、参考にして取り組んでいるところでございます。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、昨今では少子化や子供の外遊び以外の遊び方もあるほか、遊具を必要としない散歩や体操に利用されるなど、公園の利用方法も変化しているものと考えております。

今後の公園施設の整備につきましては、公園の在り方や利活用の方法について、先進事例、近隣市町村の状況など、情報収集に努め、公園の規模や立地、利用者数や年齢層、利用状況などを加味し、地域の実態に合わせた特色ある公園となるよう検討し、よりよい公園整備に結びつくよう努めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今回、公園を回ってみたんですけども、その公園の中には、今の季節、雑草が目立つ公園もあり、使われていないから雑草が生えているのか、雑草が生えているから使われていないのかと首をひねる場面も多々ありました。

公園の規模や利用者数など、地域の実態に合わせた公園となるよう検討するとの御答弁でしたが、平成29年度の調査の中で、全ての公園ではありませんが、この際、地域の方へのアンケートも行っています。そこでは、公園の利用状況や、どういう公園を望んでいるかなど、詳細にデータも取っています。このときせっかく行った調査を、報告書を作成して終わりではなく、それを施策に生かしていくことこそ、調査に協力いただいた市民へのフィードバックになり、市民の声を市政に生かすまちづくりになろうかと考えます。

146か所の公園の中には、結果として何もできない公園になっているものはないでしょうか。今までの既成概念にとらわれず、公園を柔軟に使いこなすという視点で検討をお願いいたします。

それでは、4番です。

7月のある新聞記事に、「遊ばない子供たち」とする特集が掲載されていました。子供の外遊びや体を動かす機会が減っている現状を受けて、その背景と、私たちが取り組むべきことは何なのかが紹介された記事でした。

アンケートで、「子供の外遊びや体を動かす機会が減っている理由、原因と感じているものとして何がありますか」という問いに対し、「ゲームやスマホなどに時間を割いているから」「公園や学校で自由に遊べなくなったから」「習い事や塾など、ほかの活動に時間を割いているから」が多数の意見でした。

そして、「こうした現状にどう対処すればいいと思いますか」とする問いには、「保護者や子供が自由になる時間を増やす」「学校や地域の大人が子供の遊ぶ機会をつくる」「遊べる場所を増やす」が多数の意見でした。

また、その中で、子供たちが安心して遊べる場所として市内の小学校の校庭を個人に開放している自治体が紹介されていました。調べましたところ、鎌ヶ谷市や新座市、佐倉市なども小学校の校庭を遊び場として開放していました。

翻って、牛久市においては小学校の校庭の開放はどのようなのでしょうか。以前は自由に放課後も子供たちが遊んでいたと記憶しておりますが、現状についてお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

小学校の校庭の開放につきましては、牛久市内全ての小学校及び義務教育学校において、教育委員会への登録と承認を受けたスポーツ団体にのみ、学校教育に支障のない範囲で開放をしております。

開放している日に関しましては、土日祝日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日となっております。

これは、平成23年に「スポーツ振興法」から全面改正された「スポーツ基本法」において、「学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」とあることから、「牛久市立小学校、中学校及び義務教育学校の体育施設の開放に関する規則」にのっとり、先ほども申し上げたとおり教育委員会の許可を受けた団体に貸出しを行っております。

議員御質問の小学校の校庭を子供の遊び場として開放することにつきましては、法律や条例等では禁止されておらず、他市で実施されていることも承知をしております。

しかしながら、平成13年に発生いたしました大阪府での事件のような不審者による事件が数多く発生しており、以前のような自由な利用、自由な出入りについて制限をせざるを得ない状況になっていることも事実であります。そのため、他市で実施されている遊び場としての開放につきましては、安全管理上、各学校に管理員を配置し、利用者について常に把握する体制を取っているところが多くなっています。そのため、以前のように自由に来て自由に使える状況ではなく、仮に当市にて実施を検討する場合には、同様の安全管理を取る必要があると考えます。そのためには、管理人の人件費等、財政面での協議も必要であるというふうに考えております。

以上のことから、小学校の校庭について、放課後や休日の自由利用を進める段階にはございません。しかしながら、子供たちが自由に遊べる環境を考えること、このことは、体を動かすことにより、昨今叫ばれている子供たちの体力低下の問題を解消する一つの方法でもあると考えますので、各方面と慎重に検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 人材の確保とそれに伴う財源など、協議すべきことは多々あると思います。私は以前、ひたち野うしく小・中学校の特別教室、こちらの一般開放もより促進させてほしいということで、一般質問を行ったことがございますが、そのときにもやはり管理人の配置が、体制整備が必要であるという御答弁だったと思います。

学校は、子供たちの学習の場であるとともに、市の共有財産でもあります。先ほど御答弁にありましたけれども、学校教育に支障のない範囲で公共のために利用させることができると定められているわけです。開かれた学校、それから学校を核とした地域づくり、これを目指している牛久市です。

先ほど同僚議員の質問の中にも、休み時間の見守りを学校運営協議会で行っていたというお話、初めて私も伺いました。何もお金を使わなくてもと言ったらおかしいんですけども、そういう地域の方の力を借りるなど、せっかくコミュニティ・スクールという形で地域と共にある学校を目指しているわけですから、そういったところの知恵を拝借しながら進めていただければと思います。

次に、2番目です。「牛久駅東口駅前広場のさらなる活用を」と質問いたします。

現在の牛久駅東口駅前広場は、平成28年8月にリニューアルが行われました。まちの発展とともに、歩行者の安全性や利便性に課題が生まれ、市民参加型の牛久駅利活用ワークショップなども行われ、約7年をかけて生まれ変わったものです。私も当時ワークショップに参加をし、多くの参加者と話し合いを重ねたことを記憶しています。

駅前広場の整備に際して、参加者が共通の課題としていたことは、駅を「ただ通り過ぎる場所」ではなく、立ち止まって、そこで憩えるような場所にしたいということ、そして、市民主体の運営による駅前広場ということでした。

では、現在、その目的に沿った駅前広場になっているのか、市民が安全で使いやすい広場になったと実感しているのかという視点で伺ってまいります。

平成28年9月1日号の「広報うしく」には、特集として新しくなったこの駅前広場が紹介されていきました。多くの人々が集い、交流する、憩い、安らぎ、にぎわいの場所として、駅前広場は生まれ変わったと述べられています。

イタリア産のれんがを使い、牛久シャトーにつながる「ワインのまち」をイメージした整備がされたと聞き及んでいますが、改めて広場をリニューアルした際の目的と事業費の内容及び総額についてお示しく下さい。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

牛久駅東口駅前広場は、朝夕の通勤通学の送迎車両による交通渋滞の緩和や、歩行者と車両との動線の明確な区分、駅利用者がくつろげる場の提供、イベント開催などを想定した多目的広場の設置など、安全で使いやすい駅前空間の実現を目的に整備したもので、整備の際には牛久シャトーをイメージできるように、イタリア製のれんがを使用しているものでございます。

当該事業は、平成21年度から25年度にかけて、リニューアルに向けた調査業務や実施設計等を行い、平成25年度から30年度にかけて整備工事を実施してまいりました。

リニューアルに要した費用の総額は約7億3,400万円であり、そのうち約3億3,000万円は国からの交付金を活用しております。

なお、事業費の内訳といたしまして、事業調査、実施設計費、管理業務等で約8,000万円、芝生広場及びステーションパークの工事費として約1億5,200万円、ロータリー及び階段下大屋根等の工事費として約3億7,800万円、駅前広場から花水木通りまでの電線地中化を含む街路改修工事費として1億2,400万円となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 広場を市民が様々なイベントで活用できるスペースとして整備をしたとは理解していますが、市民であれば誰でもが使うことができるのでしょうか。

駅前広場は2つに分かれていて、ステーションパークは公園という位置づけ、そして芝生広場は道路という位置づけであるため、例えばキッチンカーの利用は芝生広場はできるけれどもステーションパークはできないといったことも聞いています。

これは一つの例になりますが、この駅前広場を利用するに当たり、いろいろな決まり事、例えば利用料金や利用時間、禁止事項などを取り決めたガイドライン的なものがあるのでしょうか。あれば、それはどのように市民に周知されているのでしょうか。

そして、広場を活用し、行われていること、それは例えば年間にして何日ぐらいの利用になっているのでしょうか。

そして、執行部としては現在の活用状況をどう捉えているのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

牛久駅東口駅前広場につきましては、駅に向かってエスカレーターより右側のステーションパークを公園とし、左側の芝生広場を市道として管理しております。

公園部分につきましては都市公園法及び牛久市公園条例に基づき、市道部分につきましては道路法及び牛久市道路占用許可並びに道路占用許可徴収規則に基づき管理をしております。

利用許可等に関しましては、それぞれ各主管課にて取り扱っております。

駅前には多くの人が行き交う場所であり、駅利用者、近隣施設への影響が大きいと考え、公園の利用については、主に公共性の高い行事に限定し、申請の都度、個別に判断しておりますので、広場全体の利用に関するガイドライン等は特に作成しておりません。

なお、ビラ配りや撮影等、多くの申請がある中、公共性の高い行事による駅前広場の公園利用状況につきましては、昨年度ではNPO法人による駅前のにぎわいづくりを目的としたイベントをはじめ、計7日間の利用となっております。必ずしも利用頻度が高いとは言えない状況でございます。

今後につきましては、駅前広場の活用推進に向けて、使用方法等の周知に努め、引き続き申請の都度、個別に判断してまいります。

それから、先ほど議員がおっしゃっていたキッチンカーの件なんですけれども、キッチンカーにつきましては、車ですので、結構な重量がございます。ですから、先ほどもおっしゃっているとおり、れんが造りの床ですので、車が乗り入れられるような構造の路盤でれんがが貼ってあるのと、そうじゃない場合で貼ってあるのと、2種類あるんですよ。ですから、構造上の問題でキッチンカーについてはここまでですよ、ここから先は行けませんよという場合、我々のほうでお話をしているかもしれません。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 一般市民にはなかなかどこが道路でどこが公園と、ちょっと分かりにくいところもありますので、そのルールづくり、これからしていただいて、市民に周知をしていただきたいと思います。

今、御答弁の中で、総額約7億3,400万円、国のほうから3億3,000万円の補助ということで整備されたわけですが、一方で、その利用状況ですね、公共性の高い行事に年7日間、365日のうち7日間というのはどうなのかなあと、ちょっとあまりにも少ないのかなという印象を受けました。

現在は公共性の高い行事に限定しているとお話だったんですが、「公共性の高い」というのは何をもって判断されているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

公共性の高い行事の判断といたしまして、市の後援を受けていること、または市から補助金が出ていること、あるいは地震等による被害者宛ての募金活動など、利用することが相当であると思われるものにつきましては、公共性が高い行事として判断してございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 公共性が高いとする判断基準を今伺ったわけですが、果たしてそれだけが公共性が高いと言えるのかなと私は思うところです。確かに市の共催や後援、そして募金活動というのは分かりやすいのかもしれませんが、例えば現在エスカートの1階の駐輪場、あの広場で行われているキッチンカー、これはにぎわいづくりや、また市民の利便性に寄与しているとは言えないでしょうか。東口は学生の利用も多いので、やり方によってはにぎわいがつくれる可能性が大きいと私は思います。

それでは、そのにぎわいをつくる主体として、次の質問で提案をしてみたいです。

(3) 番です。管理業務等を都市再生推進法人やNPOなどに委託することを提案をしてみたいです。

駅前には、通学や通勤で利用する人、買物で利用する人などが行き交う場所です。また、牛久駅に降り立った観光客が、そこから牛久シャトーや牛久大仏などの観光地に向かう出発点であり、牛久の顔とも言える場所です。

多くの事業費をかけて整備した広場を、ただ通り過ぎるだけの場所ではなく、さらに開かれたにぎわいのある空間にするために、市が管理をするのではなく、例えば都市再生推進法人である牛久都市開発株式会社や、駅前の活性化を目的として活動しているNPO団体などに委託することを提案したいと思います。

都市再生推進法人による駅前のまちづくりとしては、東京都府中市で駅前の活性化に向けて都市再生推進法人と都市利便増進協定を締結し、進めている事例があります。この法人では、広場を利用するに当たって、公的なイベントに限らず、民間事業者へ有料で貸出しをしているそうです。

牛久都市開発株式会社が都市再生推進法人に指定された経緯について、私が令和元年10月議会でお尋ねしたところ、その答弁では、「まちづくりの新たな形態として、民間の活用や都市再生特別措置法に基づく制度の活用などを見据え、主体的にまちづくりに対応が可能となることがあった」、このように答弁されています。ならば、その法人としての役割を東口の駅前広場の活性化に活用することはできないのでしょうか。

また、牛久駅周辺をにぎわいのある場所にするため活動しているNPO団体も、駅前のリニューアルから関わった人たちが立ち上げた団体であれば、そうした団体とも広場の運営をお願いするなど、考えられるのではないのでしょうか。それこそが駅前広場の整備当初のコンセプトでもあった「市民主体の運営による駅前広場」になると考えますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

都市再生推進法人である牛久土地開発株式会社につきましては、牛久駅前のにぎわいづくりを目的として、エスカートホールを利用したコンサートを開催しているほか、エスカートを中心としたフリーマーケットの開催、キッチンカーの出店を誘致する事業などを実施しており、まちなぎわいづくりに寄与しているものと考えております。

また、牛久駅東口の整備当初から活動しておりますNPO法人団体につきましては、設立時より牛久駅前のにぎわいづくりの役割を担っており、牛久駅東口に掲示板やパンフレットラックを設置し、市内の情報発信をしているほか、駅前広場に配置してあるテーブルと椅子の清掃など、駅周辺を気持ちよく使えるように活動しており、継続的に市民主体の運営による駅前広場の活性化が行われてきているものと考えております。

今後、さらなる活性化を目指し、都市再生推進法人が駅前広場を一体的に整備・管理していく制度である都市利用推進協定の先進事例などを調査研究し、より開かれた駅前広場となるよう、

牛久土地開発株式会社や駅前で活動するNPO団体と協議を進めるとともに、研究を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 市民主体の運営による活性化が、徐々にとは言わなかったですけども行われてきているというような御答弁だったと思いますが、先ほどの利用日数を見る限りではまだまだ検討の余地があると思います。

牛久市は、総合計画で、市民と行政の相互理解を深め、協働のまちづくりを進めていくことが言われております。先進事例を参考に、牛久バージョンの協働の仕組みづくりに期待して、次の質問に移ります。

3番目は、駅周辺を受動喫煙のない場所にするための市の取組についての質問です。

受動喫煙防止条例の制定については、令和元年度6月議会で、公共施設の担当課ごとの取組ではなく、市として受動喫煙対策に取り組む姿勢を明らかにした条例が必要であろうと質問いたしました。その際の答弁では、「改正健康増進法の効果と影響を確認し、必要性を含め調査研究していく」とのことでした。

また、令和3年3月議会の質問で、うしく健康プラン21第3次計画の策定に当たり行った健康実態調査の内容をお聞きしたところ、受動喫煙防止条例について、「制定を希望する」との回答が59%、希望する理由として、「受動喫煙が気になる」「健康によくない」が50%、「ポイ捨てのごみ問題」が25%との結果であったことが明らかになりました。

そして、条例制定については、「令和3年度に実施する健康づくり推進協議会において、委員の意見を伺いながら審議していく」との御答弁でした。

しかし、結果として、現在も条例は制定されておられません。

健康実態調査によると、半数以上の方が受動喫煙防止条例の制定を希望していますが、それを受けて、協議会ではどのような審議がされたのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 望まない受動喫煙をなくすため、健康増進法の一部が改正され、令和2年4月1日から全面施行となっております。それにより、学校、病院、行政機関等の第一種施設は特定屋外喫煙場所以外では喫煙禁止となったことを受け、市公共施設においては敷地内禁煙、複合施設では建物内禁煙等の徹底を進めてまいりました。

現在、牛久運動広場等8か所の第二種施設を含む36か所の施設において、敷地内禁煙が実現しております。

お尋ねの受動喫煙防止条例の制定につきましては、令和3年第1回定例会において、うしく健康プラン21第3次計画策定に向けて、市民に実施する健康実態調査の結果と分析を踏まえ、令和3年度の健康づくり推進協議会において、条例制定の必要性を含め、委員の意見を伺いながら審議していくこととお答えいたしました。

令和2年度に行いました健康実態調査では、受動喫煙の影響を受けた場所の問いについて、

「職場」が30.8%と最も高く、次いで「家庭」が23.2%、「路上」が20.6%、「飲食店」が17.8%、「駅前」が12.7%という結果でした。

また、前回調査の平成27年度との比較では、最も受動喫煙が多かった「職場」が25.7%から30.8%と、さらに5.1ポイント上昇し、2番目に多い「家庭」が20.8%から23.2%と2.4ポイント上昇しておりました。

この2つの場所で受動喫煙があると答えている方のうち、「ほとんど毎日」が職場で48.4%、家庭で46.8%となっております。

これらの結果を基に、令和3年度第3回牛久市健康づくり推進協議会において、委員の皆様へ受動喫煙防止条例の策定について審議をしていただきました。

審議結果としましては、受動喫煙の場面で「家庭内」「職場」が高率となっていることが明らかとなったことにより、条例を制定して公共の場における受動喫煙対策を進めることも大切ではありますが、一日の大半を過ごす身近な生活の場である家庭内及び職場における受動喫煙対策を強化し、市民生活のあらゆる場面において「受動喫煙をしない・させない」ことが当たり前という市民意識の定着を目指すことにまずは取り組むべきであると、委員21名のうち19名に御審議をいただき、その全員の賛成をもって可決されております。

この結果を踏まえ、職場及び家庭での受動喫煙防止の普及啓発、禁煙指導、相談を最優先とし、妊娠教室や乳幼児健診、成人健診、相談指導等の様々な場面でのポスター掲示やチラシの配布、また、喫煙者やその家族に対する指導及び禁煙相談等を行ってまいりました。

職場での受動喫煙においては、商工会の協力の下、小規模事業所等への働きかけを計画しております。

今後も引き続き、より身近で効果が期待できる対策を進めていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 受動喫煙防止条例を制定している自治体の目的、これは受動喫煙による健康への被害を未然に防止し、特に次世代を担う子供たちをはじめ、市民の健康増進を図ることにあります。しかしながら、市では制定まで至っていないということで、大変残念です。が、条例が制定されていなくとも、健康増進法にのっとり、受動喫煙対策は行わなければなりません。

先ほどの御答弁からは、実際に受動喫煙があった場所として職場や家庭が多かったということ、その対策を市としても強化していくというお話でしたが、一方で、受動喫煙があった場所として、1割から2割の人が路上や駅前と答えています。路上での受動喫煙がどこであったのかは、調査からは分かりません。しかし、駅前の受動喫煙となれば、牛久駅とひたち野うしく駅になるかと思えます。この両駅の喫煙所は、パーテーションで囲いをしているだけで、私はとても完全な受動喫煙対策になっているとは思えません。

朝の牛久駅東口には、スクールバスを待つ高校生が喫煙所の周辺まで長い列をつくり並んでいる光景が見られます。牛久駅西口では、以前喫煙所があった場所やコンコース上で喫煙をしている人も見かけられます。ひたち野うしく駅でも、通勤通学する人から受動喫煙の苦情が寄せられていると伺っています。

ちなみに、龍ヶ崎市やつくば市においては、「市民の健康を守り、きれいで清潔なまちを目指す」として、人の往来が多い駅前を路上喫煙禁止区域と指定しています。

市の玄関口であり、市の顔でもある駅前を受動喫煙のない場所とすることは、結果として牛久市で暮らし、学び、働く人が快適な生活を送ることができるということであり、それが魅力あるまちにつながると私は考えます。

職場や家庭に比べて、駅前はより公共的な場であれば、市民の健康づくりを推進している担当課として、この駅前の受動喫煙対策の現状をどうお考えでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 受動喫煙防止条例を制定している県外自治体への聞き取り調査では、喫煙所を設置しないことでの弊害を考慮し、6市中4市が駅前に分煙喫煙所を設けており、これは駅前を路上喫煙禁止区域としているつくば市、龍ヶ崎市においても同様です。

現在、当市駅前にある喫煙所ですが、牛久駅は東口に1か所、ひたち野うしく駅は東西で2か所となっております。

牛久駅の喫煙所は、壁で囲まれ、かつ天井が開放されたパーテーション型であり、壁の高さや出入口の2階以上のクランク、壁の下部の10から20センチの隙間等、厚労省の望ましいとされる屋外分煙施設の基準を満たしたものとなっております。

ひたち野うしく駅に関しましては、壁はなく、パーテーションがあるのみとなっておりますが、喫煙所を確実に利用していただけるよう、喫煙所の場所を知らせる案内表示を行っております。

駅前において望まない受動喫煙の環境を整備するには、議員御指摘のように条例を制定し、駅前を路上喫煙禁止区域に指定することや、受動喫煙防止に有効な喫煙所の整備と、市民に対し適切な利用方法の厳守を求めていくことが考えられますが、有効なコンテナ型の分煙施設整備に係る費用は、他市への聞き取り調査では設置1か所につき1,500万円、ランニングコストとして毎年250万円程度の費用がかかるとのこととございます。

また、規制区域を設けた場合には巡回指導員を配置することとなり、警備会社や民間事業者への委託費は年間250万円から800万円にも上るとのことです。

市といたしましては、より実効性のある対策を講じるべく、現状において可能な範囲で受動喫煙に関する注意喚起の表示や喫煙所の改善等について、今後も検討してまいりたいと考えます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今の御答弁では、受動喫煙防止に有効な喫煙所の整備には1,500万ですか、多額の費用がかかるので、実効性がないとも取れる内容でありました。

ではお聞きしますが、健康づくり推進課としては現在の駅前の喫煙所は有効な喫煙所にはなっていないと思っていると理解してよろしいでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 駅前の喫煙所は、煙を外部に放出している点では受動喫煙の完全な防止とまではなっていないというふうに認識はしておりますが、一方で、厚労

省の基準には合致している喫煙所であるということも理解し、承知しております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ちょっとよく分からない、玉虫色の答弁でした。

では、現状において可能な範囲の喫煙所の改善としては何が考えられるのでしょうか。現在のパーティション型の喫煙所を設けている以上、人通りが多い駅周辺を受動喫煙のない場所とするのは困難であると私は考えますが、現状において執行部が考える喫煙所の改善策をお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 牛久駅前の現在の喫煙所に関しましては、受動喫煙防止の要望を受けまして、駅入り口のエスカレーター脇にあったものを現在の位置に移動した経過がございます。

牛久駅及びひたち野うしく駅の喫煙所に関しましては、喫煙所の改善策の検討や設置継続の有無も含め、今後、関係機関と協議をしてみたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 分かりました。

それでは、令和6年度税制改正大綱において、「望まない受動喫煙対策の推進や、今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前や商店街、公園などの場所における屋外分煙施設の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用も含め、整備をより一層促すこととする」と記載されております。

市では、子供の未来を応援するとして、禁煙チャレンジ助成金、これを交付して禁煙に取り組んでいます。来年からは子供の医療費も無償化として、子供の健康を推進する事業に財源を充てている。それならば、次世代を担う子供たちに受動喫煙を生じさせないような対策を、地方たばこ税の活用も視野に入れて講じることも併せて必要ではないでしょうか。

令和元年6月の答弁で、「市の受動喫煙防止対策は改正健康増進法を遵守することであり、庁舎内で情報共有をした上で、各施設管理者が利用者の状況を判断し決定しており、施設管理者が利用者に対し受動喫煙防止の対策に理解を得ることで対応していく」、そう述べられております。つまり、市では各課においてそれぞれが受動喫煙防止対策に取り組んでいる状況だということです。

現在、市として受動喫煙対策に取り組む姿勢を明らかにした条例がない中で、各課がそれぞれの考え方で取り組むのでは、行政機関の施設のほとんどが敷地内禁煙としているのに、市役所庁舎の屋上には特定屋外喫煙場所を設置したというような整合性の取れない状況も生まれます。受動喫煙防止対策は、庁内の多くの関係部局にまたがっているからこそ、市の受動喫煙防止に対する基本的な考え方や方針を示すことが必要と考えますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

市では現在、受動喫煙防止条例は定めておりませんが、市の関係部署、施設管理者は令和2年

4月1日に全面施行となった改正健康増進法の責務を果たすべく、望まない受動喫煙の防止に向け努めております。市ホームページにおきましても、改正概要を掲載し、市民が行うべき喫煙時の配慮義務についても周知しているところです。

これまで受動喫煙の予防を含めた市の独自のたばこ対策への取組は、平成20年度に「空気もきれいなお店認証制度」の要綱制定、平成28年度の「禁煙チャレンジ助成金」開始等がありますが、現在までに禁煙認証店舗は市内42店舗、禁煙チャレンジ者は90名、成功者は46名となっております。

健康実態調査によるたばこを吸わない人の割合は、平成17年度の77.3%から令和2年度の88.3%と増加していることから、市独自の具体的な施策も市民の意識改革、行動変容につながっていると考えております。

市の受動喫煙防止に対する基本的な考え方は、まさに健康増進法に示されているとおりであり、その考え方にに基づき、具体的な対策につきましては、市民の声や協議会での審議、各課が関連する団体との協議等により、このように進めております。

今後も受動喫煙が起こらないまちづくりを推進していくために、関係部署の対策等を共有し、協力しながら、喫煙者・非喫煙者共に健康リスクの低下につながるように支援してまいります。

また、議員からこの庁舎の屋上の喫煙所のお話がありました。ここの屋上だけに限らずなんですけれども、運動公園の出入口で、敷地内が禁煙であるがゆえに、敷地の一步出た先に列をなして喫煙されている方が利用者さんでおります。似たようなことで、例えば県庁の敷地内が禁煙であるがゆえに、裏のコンビニに職員が喫煙所として集まるといったこと、非常に見た目として悪い状況であります。それであるならば、公共施設内に1か所喫煙所を設けて、そこで吸っていただくほうが私は理にかなっていると思います。必ずしも喫煙者イコールこの法律に結びつけて問うのもいいのかもしれませんが、基本はそれなのかもしれませんが、その地域、地域によっての事情もあると思いますので、そこら辺は柔軟に判断してまいりたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 そうですね、市の屋上の特定屋外喫煙施設は幸いなことに受動喫煙はありませんからね。吸う人しか上がっていないので。でも、駅前には吸わない人が受動喫煙で迷惑をするということで、私は今回取り上げてもいるわけです。

ちょっとお伺いしたいんですけれども、令和6年度の税制改正大綱でたばこ税の活用も視野に入れてというふうになっているんですけれども、これに関しては執行部としては御存じで、どういうふうを受け止めたか。たばこ税は多分5億円、今年度の決算でも入っているんですが、そういったものの活用というのは、この通知はどう受け止められましたか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 そのような通知が出ておまして、地方たばこ税の活用も含めて云々というような内容であることはもちろん承知はしておりますけれども、そこから先の部分と申しましょうか、まだちょっと具体的なものは無いというのが率直なところでござ

ざいます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 先ほど市長からの御答弁でも、市の基本的な考え方は健康増進法に示されたとおりであり、関係部署がそれぞれに具体的な対策をしているというような御答弁だったかと思えます。私も、何が何でも受動喫煙防止条例というわけではありません。ただ、今市として受動喫煙防止対策はこうしていますというものがありません。ホームページにも、市の受動喫煙対策の取組は記載されておられません。健康増進法で示されているとおりと言うならば、先ほどおっしゃった第一種施設の学校や医療機関、行政機関はどのような対策をしているのか、複合ビルであるエスカドやリフレはどうなっているのか、それ以外の第二種施設はどのような対策をしているのかという取組方針を示し、それを周知し、市と市民、事業者が一体となって受動喫煙の環境整備を推進することが重要であると考えますが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 受動喫煙防止対策として大切なことは、まず望まない受動喫煙のない世の中が当たり前だという市民意識の定着を図るための普及啓発であると考えております。そのために、繰り返しとはなっていますが、健診時の保健指導や運動教室、講演会、妊婦教室など、様々な場面において日々喫煙のリスクの周知や禁煙についての相談、指導等を継続して行っております。

しかしながら、現在のホームページへの掲載内容は改正健康増進法の内容と禁煙支援のみとなっているため、市における各施設ごとの受動喫煙対策につきましては、御指摘のとおり今後は掲載して、市民への周知を行ってまいりたいと考えております。

市といたしましては、喫煙による健康リスクについて軽減することを図るとともに、喫煙者・非喫煙者共にお互いを尊重して、配慮し合えるまちをつくっていききたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 公園と駅前広場、そしてそこでの受動喫煙対策等を伺ってまいりました。公園や広場はみんなのものであり、そこを気持ちよく、居心地よく、安全に使うためには、行政ばかりにではなく市民にもその責任の一端はあるのだと私たち一人一人も肝に銘じ、一般質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で13番山本伸子議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。

お疲れさまでした。

午後4時05分延会